

地域再生計画認定申請マニュアル

(各 論)

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認下さい。

2019 年 4 月 24 日

内閣府 地方創生推進事務局

目次

I 地域再生法の認定制度等に基づく特別の措置

(1) 一般的措置

1	まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）の活用	
1-1	地方創生推進交付金	1
1-2	うち道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）	4
1-3	うち污水处理施設の整備事業 （地方創生污水处理施設整備推進交付金）	7
1-4	うち港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）	10
2	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附に係る課税の特例 （地方創生応援税制）	
2-1	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 （地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））	13
3	地域再生のための利子補給金の支給	
3-1	地域再生支援利子補給金	25
4	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等	
4-1	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	27
5	地域来訪者等利便増進活動計画の作成等	
5-1	地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	35
6	商店街活性化促進事業計画の作成等	
6-1	商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	41
7	地域再生土地利用計画の作成	
7-1	地域再生土地利用計画	44
8	自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	
8-1	自家用有償旅客運送者貨物運送の特例	49
9	生涯活躍のまち形成事業計画の作成等	
9-1	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	51
10	地域農林水産業振興施設整備計画の作成	
10-1	地域農林水産業振興施設整備計画	58
11	構造改革特別区域計画等の認定等の手続きの特例	
11-1	構造改革特別区域計画の認定の手続きの特例	61
11-2	中心市街地活性化基本計画の認定の手続きの特例	63
11-3	地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続きの特例	65
12	補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化	
12-1	補助対象施設の有効活用	68
12-2	補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続きの弾力化	70
12-3	史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用	78
12-4	公立社会教育施設の有効活用	80
12-5	社会体育施設の有効活用	84

12-6	勤労青少年ホームの施設処分	8 6
12-7	職業能力開発校の施設処分	8 8
12-8	保健衛生施設等の有効活用	9 2
12-9	農林水産関係補助対象施設の有効活用	9 5
12-10	下水道補助対象財産の有効活用	1 0 1
12-11	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	1 0 4
12-12	特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化	1 0 6
12-13	環境省関係補助対象財産の有効活用	1 0 8
12-14	防衛省関係補助対象財産の有効活用	1 1 1

(2) 特定地域再生事業

1 特定地域再生支援利子補給金

1-1	特定地域再生支援利子補給金	1 1 3
-----	---------------	-------

2 税制上の特例

2-1	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進 税制	1 1 6
-----	-------------------------------------	-------

3 地方債の特例

3-1	特定地域再生事業に係る地方債の特例	1 2 2
-----	-------------------	-------

II 地域再生計画と連動した支援措置

1 「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流連携推進」「地域の産業活性化」の各プログラムに位置付けている支援措置

1-1	地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	1 2 3
1-2	中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	1 2 5
1-3	ふるさと融資の限度額の拡大	1 2 7
1-4	過疎地域等自立活性化推進交付金	1 2 8
1-5	外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	1 3 0
1-6	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	1 3 2
1-7	地域若者サポートステーション事業	1 3 4
1-8	地域雇用活性化推進事業	1 3 6
1-9	生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付高齢者向け住宅の 入居者要件の設定	1 3 8
1-10	農山漁村振興交付金（うち地域活性化対策、都市農業機能発揮対 策、農泊推進対策、農福連携対策、山村活性化対策）	1 4 0
1-11	農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）	1 4 2
1-12	食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の推進）	1 4 4
1-13	イノベーション創出強化研究推進事業	1 4 6
1-14	漁業人材育成総合支援事業	1 5 0
1-15	地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	1 5 2

1-16	「コミュニティ・レール」化への支援 (幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業))	153
1-17	地域公共交通確保維持改善事業	154
1-18	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	156
2	その他各プログラムに属さない支援措置	
2-1	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	157
2-2	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を 供することができる用途の範囲の拡大	159
2-3	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	161

I 地域再生法の認定制度に基づく特別の措置

(1) 一般的措置

1 まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）の活用

1-1 地方創生推進交付金：【A3007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、先導的な取組を支援します。

② 支援措置の内容

地方版総合戦略に基づく、先導的な事業に必要な経費として、交付金を交付します（交付期間はおおむね五箇年度以内）。

【支援措置の対象となる事業】

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む先導的な事業が対象となります。

なお、そのうち、道、污水处理施設、港の整備事業について、それぞれ以下1-2、1-3、1-4に示します。

【適用要件】

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業であることに留意して下さい。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

v 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係

者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

vi 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

vii 事業が先導的であると認められるその他の理由

③ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の認定の申請書（府令別記様式第1）に当該申請主体（港務局にあっては、当該港務局を設立した地方公共団体）が策定した地方版総合戦略のうち、少なくとも、地域再生計画に記載して交付金の交付を受けようとする事業との関連性がわかる部分の抜粋を添えて、認定申請を行って下さい。

なお、複数の地方公共団体が共同で認定申請を行なおうとする場合は、その全ての団体が策定した地方版総合戦略と事業との関連性がわかる部分の抜粋等を添えて、認定申請を行っていただく必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず事業の実施主体となる者が作成する必要があります。

○ 地域再生計画への記載事項のうち、道、污水处理施設、港の整備事業を除く事業の部分については、交付金の交付申請書のために作成する事業実施計画（地方創生推進交付金制度要綱の第5に定める書類）に記載する内容と整合性が取れたものとする必要があります。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる事業ごとに記載してください。（なお、道、污水处理施設、港の整備事業については、1－2、1－3、1－4を参照してください。）

- i 地域再生計画を作成する地方公共団体の名称
- ii 交付対象事業の名称及び内容
- iii 当該事業が先導的であると認められる理由
- iv 交付金対象事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
- v 効果検証の方法、時期及び体制
- vi 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- vii 事業実施期間
- viii その他必要な事項

⑤ 地域再生計画の変更

道、污水处理施設、港の整備事業以外の事業を記載した、地域再生計画の変更につい

ては、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更若しくは交付金対象事業費の2割以内の増減であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。なお、事業期間の変更（特に、事業期間を延長するもの）については、1年以内のものであっても、原則、認められませんのでご留意願います。

⑥ その他の必要な事項

その他の必要な事項については、別途通知等によりお示しします。

1-2 うち道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）：【A3008】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域において関連性を有する市町村道、広域農道又は林道の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

市町村道、広域農道又は林道の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間はおおむね五箇年度以内）

- 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（市町村道、広域農道、林道）の整備に充てることも可能です。
- 事業を進めていく上で、例えば用地買収が不調に終わるなどの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続を不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

地域の道路ネットワークを構成する市町村道、広域農道、林道が対象となります。

市町村道：道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市町村道（過疎地域自立促進特別措置法等の規定による都道府県の権限代行事業により整備されるものを含む。）

広域農道：農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県又は市町村が整備する広域営農団地農道

林道：都道府県又は市町村が整備する森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画に定める林道

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

③ 支援措置に係る必要な手続

- 市町村道にあつては、市町村の認定路線となっている必要があります。
- 広域農道にあつては、土地改良法に基づく実施手続を了している必要があります。

す。

○ 林道にあつては、地域森林計画に記載されている必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の「地域再生を図るために行う事業」の項目に③の手続の経緯を簡潔に記載してください。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。
(都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる2以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。)

○ 市町村が実施する林道事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。

○ 地方創生道整備推進交付金の目標に関する事項を記載する場合は、定住人口の促進、農業振興、森林整備、観光・交流拠点施設へのアクセス改善等のような地域再生計画に係る定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（市町村名を記載）
- ・ 事業期間（おおむね5箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る数量を延長により記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。指導監督費は除く。）
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている関連する道路網と整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入） など必要な書類

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月の他必要に応じて適宜

- ⑦ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更に
ついては、変更の認定を受ける必要があります。

1-3 うち汚水処理施設の整備事業（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

：【A3009】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の自主性・裁量性による公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間はおおむね五箇年度以内）

- 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）の整備に充てることも可能です。
- 事業を進めていく上で、例えばある施設の整備が順調にいかなくなったなどの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続を不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型及び個人設置型）が対象となります。

公共下水道：（１）下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号に定める公共下水道。

（２）（１）の施設において、他の汚水処理施設等から発生する汚泥等を共同処理するために必要な受入施設。

農業集落排水施設：農山漁村地域整備交付金実施要領（平成２２年４月１日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 4-1 及び 4-2 に定める実施要件を満たす農業集落排水施設。

漁業集落排水施設：農山漁村地域整備交付金実施要領（平成２２年４月１日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 10 に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設

浄化槽 : 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知）及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に基づくもの

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる 2 以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。（農業集落排水施設と漁業集落排水施設の組み合わせはいずれも集落排水施設であるため、2 の施設とカウントできません。）

③ 支援措置に係る必要な手続

- 公共下水道にあつては、下水道法第 4 条に定める事業計画を策定しておく必要があります。
- 農業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 4-1 及び 4-2 に定める手続を了しておく必要があります。
- 漁業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 10 に定める事業計画書を作成し、提出しておく必要があります。
- 浄化槽にあつては、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に定める要件を満たしている必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類 特にありません。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。
- 地方創生污水处理施設整備推進交付金の目標に関する事項を記載する場合は、污水处理人口普及率のほか、河川の水質改善、定住人口や観光交流人口の増加、農業生産高の向上などのような定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類（浄化槽については個人設置型又は市町村設置型の区分まで）ごとに記載してください。

- ・ 事業主体

- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（〇〇市〇〇地区のように記載）
- ・ 事業期間（おおむね五箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る数量を記載。浄化槽にあっては、事業期間内の基数の合計（個人設置型・市町村設置型を合わせたもの）を記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。事務費込み（浄化槽）。指導監督費は除く。（従来の補助制度の補助対象外（単独事業分）は外数として記載。個人設置型浄化槽の市町村上乗せ分は記載不要。））
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入。事業区域に処理場が存在する場合や計画に含まれる場合はその位置も記入。） など必要な書類

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月の他必要に応じて適宜

- ⑦ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更に
ついては、変更の認定を受ける必要があります。

1-4 うち港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）：【A3010】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の交流促進や防災安全といった地域レベルで共通する課題に適切に対応するために必要となる地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間はおおむね五箇年度以内）

- 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（港湾施設、漁港施設）の整備に充てることも可能です。
- 事業を進めていく上で、例えば気象条件等による施工計画・工法変更などの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続を不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

地域の利用が主体となっている地方港湾、第一種漁港又は第二種漁港における以下の港湾施設及び漁港施設が対象となります。

地方港湾　：港湾法（昭和25年法律第218号）第43条第3号から第5号までに掲げる港湾施設

第一種漁港又は第二種漁港

：漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号及び第2号イ、ハ（公共施設用地に限る。）、ル、ヲ、カの漁港施設

【適用要件】

港湾施設と漁港施設の両施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

③ 支援措置に係る必要な手続

- 港湾施設にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取（港湾計画を作成している場合）その他の所要の調整を了している必要があります。
- 漁港施設にあつては、別に漁港施設用地等利用計画の協議その他の所要の調整

を了している必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特にありません。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる地方公共団体（一部事務組合や港務局といった港湾管理者を含む。）が作成する必要があります。（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる2以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。）

○ 市町村が実施する漁港施設整備事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。

○ 地方創生港整備推進交付金の目標に関する事項を記載する場合は、放置艇の減少隻数のような地域レベルで港湾と漁港を一体的に整備する共通の定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類（港湾施設、漁港施設の別）ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（港湾区域、漁港区域のみを対象とする場合は「〇〇市の区域の一部（〇〇港及び〇〇漁港）」、背後圏を含めて指定する場合は「〇〇市の全域」のように記載）
- ・ 事業期間（おおむね五箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る外郭施設、係留施設等交付要件に該当する施設名（港湾法第2条第5項並びに漁港漁場整備法第3条第1号及び第2号に掲げる施設）を記載。数量は記載しない。）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。指導監督費は除く。）
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整

備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、施設の名称、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入) など必要な書類

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月の他必要に応じて適宜

- ⑦ 地域再生計画の変更について
地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの(軽微な変更)以外の変更に
ついては、変更の認定を受ける必要があります。

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

2－1 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（内閣府）：【A2007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があります。そのため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を創設しました。

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、当該法人に対する課税の特例措置を設けるものです。

② 認定申請を行う主体

以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独又は共同で申請することが可能です。

A) 都道府県 地方交付税の不交付団体であること。

B) 市町村 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域（※）とされていること。

（※）首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等

③ 対象となる事業

地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））の設定、評価方法（PDCA サイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象となります。

なお、基金を活用した事業についても、⑤の取扱いにより、対象となります。

④ 支援措置に係る必要な記載事項及び必要な手続き

（１） 必要な記載事項

認定申請に当たっては、地域再生計画の記載事項のうち、「5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、様式1のとおり次のaからiの項目を記載してください。

a. 事業の名称

b. 事業区分

c. 事業の内容

d. 当該地方公共団体の地方版総合戦略における事業の位置付け

e. 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

f. 事業費

g. 申請時点での寄附の見込み

h. 事業の評価の方法（PDCA サイクル）

i. 事業実施期間

※ 相互に関連する複数の事業を申請する場合には、これらの項目を事業ごとに区分して記載するようにしてください。

(2) 認定申請に当たって必要な書類

i 認定申請を行う地方公共団体の地方版総合戦略

関連部分を抜粋するなど、地方版総合戦略における、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の位置付けがよくわかる形で提出してください。

ii まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に係る予算関連資料

地域再生計画に記載された事業費に係る予算の議決（見込み）を確認するため、歳出予算書の該当部分の写し等を提出してください。

iii 基金への積立てに充てる寄附を活用する事業の認定申請に当たっては、i 及び ii に掲げる書類に加えて、⑤の【認定申請に当たって必要な書類】に記載の書類を提出してください。

(3) 法人からの寄附の受領

認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の執行後、事業費が確定した後に、寄附額が事業費を超えない範囲で受領してください。ただし、事業費が確定する前であっても、寄附の受領を行おうとする時点において、契約の履行状況や給付金の交付決定状況を個別に確認した上で最低限の執行が確実に見込まれる額の範囲内で寄附を受領することは可能です。その場合には、最低限の執行が確実に見込まれる額、受領した寄附額等を様式2により四半期ごとに国へ報告してください（7月・10月・1月・4月末報告期限）。

また、実際の支払いを伴わない、法人からの寄附の申し出については、事業の企画立案から事業の実施完了にいたるまで、いずれの段階でも受け入れることができます。

なお、基金への積立てに充てる寄附については、⑤を参照してください。

(4) 寄附を行った法人に対する受領証の交付

認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対して寄附を受領したことを証する書類を交付してください。

(5) 事業実施後の報告

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の完了後、KPI（事業の実施状況に関する客観的な指標）、事業費及び関連する寄附額を様式3-1により国へ報告してください。

また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、事業年度ごとに、これらの事項

を報告する必要があります（基金への積立てを行う場合は、様式３－１及び様式３－２により国へ報告してください）。

⑤ 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、下記の i ～ iii の要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体が iv ～ x の運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附が、本税制の対象となります。

【基金の要件】

- i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。
- ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであるほか、複数の事業の実施を目的とする場合には、全ての事業が地域再生計画に記載されたものであること。なお、基金を設置する場合には、事前相談において設置根拠となる条例案を提出ください。
- iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれるものであること。

【運営管理】

- iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。また、積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を 10 割未満とすること。
- v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が 5 割を超える場合には、天候の状況その他の事由にかかわらず事業の実施が確実であるとともに、過去の執行率等を踏まえ最低限の執行が見込まれる額の範囲内で寄附額を受領することにより、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれること。
- vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。
- vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を様式３－１及び様式３－２により国へ報告すること。また、各年度における基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が 5 割を超える基金を活用した事業について、寄附の受領を行った場合は、当該年度内に受領した寄附額、寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由等を様式３－２により国へ報告すること。
- viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回るおそれがあると判断されるときは、事業の内容について国が行う助言に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。

- ix viiiの助言が行われた年度の翌年度以降、2年度を経て、なお改善が見られない場合は、認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。
- x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

【認定申請に当たって必要な書類】

④の（２）の i 及び ii に掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

- ・ 当該基金の設置条例（議決前にあつては条例案）
- ・ 積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を記載した様式 3－2

⑥ 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対し、寄附額の３割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものです。現行の地方公共団体に対する法人の寄附である損金算入措置による軽減効果（約３割）と合わせて、寄附額の約６割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

A) 法人住民税

寄附額の２割を税額控除（法人住民税法人税割額の２０％が上限）

B) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の２割に達しない場合、寄附額の２割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の１割、法人税額の５％が上限）

C) 法人事業税

寄附額の１割を税額控除（法人事業税額の２０％が上限）

⑦ 実施期間

本税制の適用期限である 2019 年度までの事業を申請可能です。ただし、複数年度を事業期間とする地域再生計画を提出するにあたっては、年度ごとに事業費、寄附の見込額及び KPI の目標値を区分して記載することが必要です。

⑧ 地域再生計画の変更について

総事業費の２割以内の増減や地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更などの軽微な変更以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑨ 認定地方公共団体の行為の制限

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはなりません。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

⑩ 認定地域再生計画の公表について

認定地域再生計画については、広く周知を図るため全ての計画書を「企業版ふるさと納税ポータルサイト（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html）」で公表します。

その際、各地方公共団体の照会先として、基礎データ表に記載の担当部署名、電話番号及び公式ウェブサイトトップページへのリンクを併せて掲載します。基礎データ表と異なる照会先としたい場合は、個別にご相談ください。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

○○事業

② 事業区分

○○

③ 事業の内容

【事業の概要】

○○

【年度ごとの事業の内容】

(2019 年度)

○○

④ 地方版総合戦略における位置付け

○○

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業の名称	○○事業		基準年月
KPI			
申請時			○年○月
2019年度			○年○月

⑥ 事業費

(単位：千円)

事業費の額	
2019 年度	計

⑦ 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

寄附法人名※1※2	寄附の見込額	
	2019 年度	計
株式会社○○		
製造業		
サービス業		
計		

※1 申請時点で複数法人からの寄附が見込まれる場合は、適宜列を追加して記載

※2 企業との関係で個別の法人名を記載できない場合には、製造業、サービス業などの業種を記載

⑧ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

【評価の手法】

〇〇

【評価の時期及び内容】

〇〇

【公表の方法】

〇〇

⑨ 事業実施期間

〇年〇月から〇年〇月まで

【様式 1 の記載要領】

① 事業の名称

事業の趣旨が明確な名称を記載してください。

② 事業区分

下記の事業分野から選択してください。

地域産業の振興	観光業の振興	農林水産業の振興
ローカルイノベーション	人材の育成・確保	移住・定住促進
生涯活躍のまち	少子化対策	働き方改革
小さな拠点	まちづくり(コンパクトシティ等)	その他

※ 複数の事業分類に該当する場合は、最も関連性が強いものを選択してください。

③ 事業の内容

認定を受けようとする事業の内容を端的に記載してください。

- ・ 【事業の概要】には、事業全体の概要を記載してください。
- ・ 【年度ごとの事業の内容】には、年度ごとの事業内容の詳細を記載してください。

④ 地方版総合戦略における位置付け

地方版総合戦略において、どの施策に当たる事業であり、基本目標やKPIにどのように寄与するのかを明らかにする程度の記載が必要です。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

下記を参考にアウトカムベースの重要業績評価指標（KPI）を設定してください。

＜適切と考えられる KPI の例＞

- ・ 雇用者数〇〇人増
- ・ 移住者数〇〇人
- ・ 出生数〇〇人
- ・ 観光入込客数〇〇人増 等

＜不適切と考えられる KPI の例＞

- ・ 住民の満足度を向上
- ・ 〇〇施設設計計画を策定
- ・ 補助申請件数〇件
- ・ 道路延長〇km
- ・ 学力テストで全国平均点以上を確保
- ・ 図書館の図書の貸出数〇〇冊 等

⑥ 事業費

予算書の事業費を記載してください。

※ 複数の事業を包括するプロジェクトに関し、そのうちの1つの事業を「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として」認定申請を行う場合には、地方創生応援税制を活用する事業の事業費のみ記載してください。

⑦ 申請時点での寄附の見込み

申請時点での寄附の見込み額を記載してください。また、地域再生計画に記載された内容は公表されますので、個別の社名を記載されることについて企業との関係で差しわりがある場合には、製造業、サービス業等の業種を記載してください。

⑧ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

- ・ 【評価の手法】においては、行政以外の第三者を参画させた体制で評価を実施してください。
- ・ 【評価の時期及び内容】について、評価は、事業完了後、速やかに行われるようにしてください。また、実施期間が複数年度にわたる事業については、毎年度検証することとしてください。

⑨ 事業実施期間

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例は、2019年度までの事業に適用が可能です。

このほか記載方法の詳細については、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）付録7を参照してください。

様式 2

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業における
事業費確定前の寄附受領に係る報告書

年 月 日

内閣府地方創生推進事務局長 殿

(都道府県知事 市町村長) 名

年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度
の実施にあたって、事業費確定前に寄附を受領したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

--

2 事業費見込額及び受領した寄附額

事業費見込額	円
最低限の執行が確実に見込まれる額	円
受領した寄附額（累計額）	円

3 最低限の執行が確実に見込まれる額の算定根拠

(例)

契約額 5,000 万円のうち、寄附の受領を行おうとする時点において、履行状況を個別に確認したところ、人員確保及び資機材手配により受注者が契約額の 20% (1,000 万円) を執行済みであった。さらに、11 月に実施予定のイベントについては、仮に中止になった場合でも会場借用及び出演者に係るキャンセル料 (200 万円) は確実に発生することから、契約の条項に基づき 1,200 万円を最低限の執行が確実に見込まれる額として算定した。

4 事業費確定前の寄附を受領した法人一覧（累計）

受領日	寄附法人名	金額
〇月〇日		円
合計		

(留意事項)

※1 「受領した寄附額（累計額）」は、「最低限の執行が確実に見込まれる額」を超えることはできません。事業費確定前の寄附の受領を行う場合は、寄附の受領を行おうとする時点において、契約の履行状況や給付金の交付決定状況を個別に確認した上で最低限の執行が確実に見込まれる額の範囲内とすることが必要です。

※2 本報告書は、四半期（6月・9月・12月・3月）に一度、当該四半期中の事業費確定前の寄附の受領の実績（1事業毎）をまとめて記載の上、当該月の翌月末までに提出してください。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(都道府県知事 市町村長) 名

年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況について、地域再生法施行規則第十四条第二項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況に関する客観的な指標 (重要業績評価指標 (KPI))

KPI	(単位)	申請時	→	目標値	実績値
	()		→		
	()		→		

2 事業費及び関連する寄附額

(単位：千円)

事業名			
歳出計	歳入計		
	内 訳	地方創生応援税制の適用のある寄附金	
		上記以外の財源	

3 地方創生応援税制の適用のある寄附金の実績

(単位：千円)

事業費	
寄附法人名	金 額
合 計	

注 1) 基金を活用した事業については、基金執行計画・実績表(様式 3-2)を併せて提出すること。

注 2) 基金を活用した事業については、地方創生応援税制が適用された寄附の全額が支出されるまで、この報告書を提出すること。

事業名													団体名	
事業の小区分		2016 (年度)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計	うち、●年 月までの累計 額	積算額の考え方
(単位：千円)														
計画	積立て額 (A)											0	0	①事業の内容 ②事業費の内訳・精算方法 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）											0	0	
	事業費											0	0	
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)											0	0	
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	積立て額 (A)											0	0	
実績	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）											0	0	①事業費の内訳 ②積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	事業費											0	0	
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)											0	0	
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	積立て額 (A)											0	0	
	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）											0	0	
計画	事業費											0	0	①事業の内容 ②事業費の内訳・精算方法 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)											0	0	
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	積立て額 (A)											0	0	
	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）											0	0	
	事業費											0	0	
実績	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)											0	0	①事業費の内訳 ②積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	積立て額 (A)											0	0	
	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）											0	0	
	事業費											0	0	
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)											0	0	
計画	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①事業費の内訳 ②積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	積立て額 (A)											0	0	
	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）											0	0	
	事業費											0	0	
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)											0	0	
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実績	積立て額 (A)											0	0	①事業費の内訳 ②積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）											0	0	
	事業費											0	0	
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)											0	0	
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	積立て額 (A)											0	0	
計画	うち寄附額（地方創 生応援税制の適用の あるものに限る）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	①事業費の内訳 ②積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	事業費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち取り崩し額を 財源とするもの計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基金残額計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	積立て額計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち寄附額計（地方 創生応援税制の適用 のあるものに限る）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実績	積立て額計（地方 創生応援税制の適用 のあるものに限る）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	①事業費の内訳 ②積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由 ③寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由
	事業費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち取り崩し額を 財源とするもの計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基金残額計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	積立て額計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち寄附額計（地方 創生応援税制の適用 のあるものに限る）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

3 地域再生のための利子補給金の支給

3-1 地域再生支援利子補給金（内閣府）：【A2004】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方再生を推進するためには、地域の創意工夫や発想を活かして行われる各種の事業に対して、国や地方公共団体が的確な支援措置を講ずることが必要であり、特に、これらの事業を実施するための資金を低利で融資することは、円滑な事業実施に繋がり、地域再生に効果的な支援策となっています。

本制度は、事業者に対する貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣から指定を受けたもの（以下「指定金融機関」という。）に対して、政府が、予算の範囲内で利子補給金を支給するものです。

A) 地域再生に資する事業の内容

地域再生に資する事業として、地域再生法施行規則（以下「規則」という。）及び地域再生支援利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第1で規定するものを対象とします。

B) 利子補給金の支給の対象となる金融機関及び金融機関の指定要件

利子補給金の支給の対象となる金融機関は、規則に規定するものとし、当該金融機関が利子補給金の支給を受ける場合には、規則で規定している要件を備えた金融機関であることを明らかにした上で、内閣総理大臣から指定を受ける必要があります。

② 利子補給金の支給に当たっての利子補給率

内閣府告示で定める利子補給率（0.7%以内）とします。

③ 利子補給金の支給期間

利子補給金の支給期間は、指定金融機関が事業者に対し、最初に貸付けを行った日から起算して5年間とします。また、地域再生計画に掲げる計画期間は、当該支給期間を含めた期間となります。

④ 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（1）地域再生計画の認定に必要な記載事項

A) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する事業として、交付要綱別表第1で規定する事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（以下「地域再生支援貸付事業」という。）であって規則で規定する金融機関により行われるものに関する事項を具体的に記載してください。

B) 交付要綱の別表第1で規定する事業の種別等

A) の交付要綱の別表第1で規定する事業の中で、当該地域再生支援貸付事業として資金の貸付を行う事業の種別及び内容を記載してください。

また、利子補給金の受給を予定する金融機関名について記載してください。

C) B) の資金の貸付を受けて実施される事業について、雇用機会の創出その他地域活性化への具体的効果等見込みについて記載してください。

利子補給金の支給を受けて実施されるB)で記載する事業としては、地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業である必要がありますが、この「経済的社会的効果」を判断する指標として「雇用機会の創出」は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在することから重視しているものです。よって、地域再生計画の認定申請にあたっては、B)の事業を実施するために創出される雇用機会や投資誘発等について、見込まれる効果・積算の根拠を具体的に記載してください。なお、後日、具体的効果等の実績についてこちらから直接質問する場合もございますので、ご協力よろしくお願いします。

D) 地域再生計画に掲げる計画期間

利子補給金の支給期間と地域再生計画に掲げる計画期間との関係は、上記③で記したとおりです。

したがって、利子補給金を支援措置として掲げる地域再生計画の計画期間については、当該利子補給金の支給期間を考慮して定めてください。

なお、事業の特性等により指定金融機関が事業者に対して貸付けを行う時期が特定できないなど地域再生計画の計画期間に利子補給金の支給期間を考慮することが困難である場合や、特別の事情がある場合には、当該計画期間の記載方法について内閣府地方創生推進事務局までご相談ください。

(2) 金融機関の指定申請その他利子補給金の支給を受けるための手続等は、規則及び交付要綱に記載しているとおりです。

(3) その他

指定金融機関は、利子補給金の支給を受ける間、事業者が実施した事業による雇用創出等事業効果について別途報告していただくことになります。

また、指定金融機関は、交付要綱で規定する報告を内閣総理大臣に提出することになり、内閣総理大臣が必要と認める場合には（実施する事業に虚偽等があるなど）、指定金融機関に対して、監査を行う場合があります。

なお、地方公共団体は、指定金融機関の指定要件である地域再生協議会の構成員について、可能な限り事業者の意向にご配慮願います。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

利子補給金の支給を予定している金融機関について、その名称その他当該金融機関の概要が分かる資料（ディスクロージャー誌等）を添付願います。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

詳細は交付要綱に委ねますが、指定金融機関の指定及び事業者の推薦を受けた後に、当該金融機関により地域再生支援貸付事業が行われた後に当該支援措置を活用することができます。

なお、平成25年4月より、利子補給金の「集中受付制度」を導入しており、当該支援措置の活用のためには、集中受付期間内にエントリーすることが必要となっておりますのでご注意ください。詳しくは、「内閣府地方創生推進事務局」のホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>）をご覧ください。

4 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成等

4-1 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)：【A3005】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

これまで「工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）」、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）」をはじめとする諸制度を通じて、地方での工場立地促進を中心に推進してきましたが、経済のグローバル化と新興国の成長等により、国内の工場の閉鎖・縮小が進み地域経済の衰退が急速に進展しつつあります。

一方、東京においては、過去数十年にわたり人口の過度の集中が継続していますが、全国的に見て出生率の低い東京に人口が集中することにより、我が国の人口減少傾向に拍車がかかっています。近年は「地元（地方）で働きたい」と考える若者が増えているとの調査結果もありますが、東京圏（※1）をはじめとする三大都市圏（※2）に企業の本社等の立地が集中していることから、地方で働きたいと思う若者の受け皿となる良質な雇用の場が不足している状況です。

このような現状を打開し、地方において良質な雇用の場を生み出すためには、魅力ある事業環境を整備し、特に東京に過度に集積している本社機能を有する事務所や研究所、研修所の移転等を促進することが必要です。

このため、本社機能の地方移転等を促進し、地方における就業の機会の創出又は経済基盤の強化を図ることを目的として、本社機能を有する事務所等を整備する「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」を支援します。

具体的には、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施する事業者のうち、以下に該当する事業を行う者に対して、都道府県知事が認定した場合に、債務保証、税制優遇措置等の支援措置を受けられるようにします。

- i 本社機能等を有する施設が特に著しく集積している東京23区から地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に当該施設を移転すること（移転型事業）。
- ii 地方活力向上地域のうち、産業基盤が整備されていること等の要件を満たす地方活力向上地域において、当該施設を整備すること（拡充型事業）。

② 地域再生計画の区域の設定

i 地方活力向上地域又は準地方活力向上地域

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を作成する場合は、地域再生計画の区域の中に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象地域となる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域を設定することが必要です。

地方活力向上地域には、三大都市圏以外の地域のうち、工場の撤退等により疲弊している地域、周辺地域の経済を牽引することが見込まれる地域など、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域であり、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的（※3）に行われる地域を設定することができます。

準地方活力向上地域には、三大都市圏のうち、東京圏を除く地域であって、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域であり、事業者の本社機能の移転の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域を設定することができます。

○ 事業環境の整備事例

イ 用地・施設の整備状況に関する情報の開示

産業用地や工場跡地に関する情報をHP等に掲載。その際には、産業インフラの整備状況や支援制度の紹介のほか、地域に立地している企業、活用可能な貸しオフィスやインキュベーション施設、高度な検査機器等を備えた試験研究施設の有無などについても掲載する等により、用地・施設の整備状況について体系的な情報提供を行っている（行う予定である。）。

ロ 事業者の本社機能の移転又は強化に関する手続に係るワンストップ窓口の設置

本社機能の移転又は強化を行う際に必要となる許認可、各種手続を迅速に進めるため実行性の高いワンストップサービスが提供される窓口が設置されている（設置する予定である。）。

ハ 事業者の本社機能の移転又は強化を担う人材育成・人材確保施策の実施

地域の教育機関等と連携した人材育成施策により、事業者の本社機能の移転又は強化を担う人材育成を行っている（行う予定である。）。事業者のニーズに対応した人材確保施策により、事業者の本社機能の移転又は強化を担う人材育成を行っている（行う予定である。）。

ニ 事業者の本社機能の移転又は強化を図るための独自の助成措置や規制緩和等の実施

本社機能の移転又は強化を促進するために地域独自の補助制度や地方税の減免制度を創設している（創設する予定である。）。

ホ その他の事業者の本社機能の移転又は強化を促進するための取組

事業者の本社機能の移転又は強化を円滑に行うため、オフィス等の立地を支える住環境、教育環境等の整備を行っている（行う予定である。）。

なお、当該地方活力向上地域又は当該準地方活力向上地域の設定に当たっては、既存の土地利用計画や企業誘致計画等との整合性、地域の事業環境の整備状況や地域産業の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容に応じて、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定めることが必要です。このため、合理的な理由なく市町村全域を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域とするような地域の設定は原則認められません。

ただし、実際の本社機能の移転先は様々な理由により決定されるものであり、移転が見込まれる地域をあらかじめ予測することは困難であることから、現状でオフィス等の集積がない地域（中山間地域等）であっても、一定の範囲を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域として設定することが可能です。

※１ ここでいう東京圏とは、首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯をいいます。

※２ ここでいう三大都市圏とは、以下の地域をいいます。

- ・ 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯
- ・ 近畿圏整備法で定める既成都市区域
- ・ 近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域

※３ 上記イ～ホの例のような事業環境整備のいずれかを行っていれば良いものではなく、本社機能の移転又は強化を円滑に進めるための事業環境整備が総合的に行われていることが必要です。

ii ① ii の事業の対象地域（拡充型事業の対象地域）

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業のうち、拡充型事業を記載した地域再生計画を作成する場合は、当該拡充型事業の対象地域について、地方活力向上地域の中で既に産業基盤が整備されていることとして以下の要件を満たす地域とすることが必要です。

これは、既に産業基盤が整備されている地域に限定することで、地域に根ざした事業者による特定業務施設の拡充を促すとともに、新たに立地する事業者にとっても事業リスクの低減と安定した就業機会の創出につなげることが可能となり、特定業務施設の自立的・持続的な集積と地域全体の経済基盤の強化を効果的に進めることができるものと考えられるためです。このため、合理的な理由なく i の地方活力向上地域全域を拡充型事業の対象地域とするような地域の設定は原則認められません。

○ 拡充型事業の対象地域を設定できる市町村の要件

拡充型事業の対象地域を区域に含む市町村の人口（２以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の合計）がおおむね１０万人以上であること（昼間人口比率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。）。（※１）

○ 拡充型事業の対象となる地域の要件

上記の要件を満たす市町村（※２）であって、次の要件のいずれにも該当する地域であることとする。

イ 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。（※３）

ロ 産業の集積が形成されていること（※４）又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画（※５）の対象となっていること。

ハ 特定業務施設（※６）において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。（※７）

二 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

- ・ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ・ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ・ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域（※８）

※１ 昼間人口比率及び人口当たりの業務施設数は、拡充型事業の対象地域を区域に含む市町村（２以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の合計）から算出してください。

※２ 近接する複数の市町村にまたがる場合は、上記の要件に加え、鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体的に進められていることが認められる地域であること、広域都市計画区域を設定しているなど都市整備が一体的に進められていることが認められる地域であることが必要です。

※３ 「自然的」とは地理的に分断されておらず連続性を有することをいい、「経済的」とは、地域内での取引等が継続的に反復して行われていることをいい、「社会的」とは、単数又は複数の市町村又は特別区を単位としていることをいいます。一体性を損なわない程度であれば、飛び地も可能です。

※４ 産業集積が形成されているとは、県内企業の賦存状況に鑑み、本社機能等を有する事業所が主に所在している地域です。

※５ 産業の集積を図るための具体的な計画とは、再開発計画、工業団地の造成の対象地域となっている等、地域における事業環境の整備に向けた実効性のある整備計画をいいます。

※６ 支援措置の対象となる特定業務施設には、以下の施設が該当します。

事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいいます。

具体的には、事務所、研究所、研修所であって、次に掲げる業務施設をいい、生産や販売等の部門のために活用される部分は含まれません。

イ 事務所であって、次に掲げる部門のために使用されるもの

- ・ 調査及び企画部門（事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門）
- ・ 情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的にを行っている部門）
- ・ 研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門）
- ・ 国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門）
- ・ その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門）

ロ 研究所であって、事業者の行う研究開発において重要な役割を担うもの（工場内にある一定の研究施設等を含む。）

ハ 研修所であって、事業者の行う人材育成において重要な役割を担うもの

※7 教育及び研究を行う大学等が対象地域外にはある場合、30分以内にアクセス出来ることが目安となります。大学等に特に専攻等に制限はありませんが、大学、高専、専修学校等のほか、公的研究機関（例えば自治体の公設試験場）等、特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に関与するものをいいます。

※8 「優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域」とは、歴史的風土特別保存地区や貝塚、古墳その他の文化財が良好な状態で保存されている地域、自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、森林法に規定する保安林、保安施設地区、鳥獣保護法に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域等をいいます。

③ 支援措置の内容

特定業務施設の整備を行う際には、建物の建築等の整備に関し巨額の費用を要するため、企業の規模にかかわらず、当該企業にとっては大きな負担を伴う事業活動となります。

このため、以下のとおり独立行政法人中小企業基盤整備機構による当該事業に係る資金の借入れに対する債務保証、税制上の支援措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を設け、施設整備に伴う負担の軽減を図ることで、地方における特定業務施設の整備を推進します。

i 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証することにより、資金調達の負担を軽減する。

ii 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物及び附属設備並びに構築物について、特別償却又は税額控除のいずれかを認めることとする。

iii 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等を雇用している場合には、税額控除を認めることとする。

iv 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該特定業務施設に課すべき事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税の措置を講じた場合、これらの措置による減収額について一定期間に限り基準財政収入額からの控除を行い、当該団体に交付される普通交付税額によって補填する。

④ 支援措置に必要な手続

支援措置を受けるに当たっては、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、事業者は、認定を受けた地域再生計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、当該地域再生計画の認定を受けた都道府県知事の認定を受けることが必要となります。

i の支援措置を活用するに当たっては、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた後、金融機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する保証申込等が必要です。

ii の支援措置を活用するに当たっては、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた後、当該整備計画に従って特定業務施設を取得等し、事業の用に供した日の属する事業年度に支援措置を活用する旨の確定申告を行うことが必要です。

iii の支援措置を活用するに当たっては、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた後、認定事業者の本社等を管轄する公共職業安定所に雇用促進計画を提出することが必要です（※1）。その後、当該計画の達成状況について確認を受け、支援措置を活用する旨の確定申告を行うことが必要です。

iv の支援措置を活用するに当たっては、都道府県知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って取得等される特定業務施設又は当該施設で実施される事業に対し、地方自治体の所定の手続に従って課税免除又は不均一課税を行い、交付税の基礎数値を報告することが必要です。

※1 iii の支援措置を活用する場合、雇用促進計画は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日又は事業年度開始日から2ヶ月以内に提出することが必要です。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、都道府県又は都道府県及び市町村が作成する必要があります。

○ 地方活力向上地域、準地方活力向上地域及び拡充型事業の対象地域は、その場所が明確に分かるよう大字単位（例：〇〇市〇〇）で記載してください。また、大字により難しい場合は地番等を記載してください。

○ 地域再生計画に記載する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業は、なるべく具体的に記載してください。

○ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の目標に関する事項を記載する場合は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定件数、これらの計画の実施に伴う雇用創出件数のような地域再生計画に係る定量的な目標を記載してください。

このほか、事務系職種等の有効求人倍率、移住定住者数等、地域の特性や地域が取

り組む事業環境整備に合わせた目標を記載してください。

- 複数の地方（圏域）にまたがる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域を設定する場合は、それぞれの地方（圏域）ごとの目標を記載してください。
- これらの目標設定の前提として、地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域含む）又は準地方活力向上地域の設定の妥当性、地域産業の特徴、近年の企業立地動向や今後の企業立地の見込み等を具体的に記載してください。

【地域再生計画への添付書類】

- ・ 地方活力向上地域及び準地方活力向上地域又はそのいずれか一の地域のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

- ⑥ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成及び認定等については、別途作成するガイドラインを参考にしてください。

- ⑦ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けていません。ただし、支援措置の活用に当たっては、それぞれ期限があります。

- ⑧ 当該支援措置に関する地域再生計画の変更認定申請に当たって留意すべき事項
地域再生計画の変更の認定申請をする場合には、変更の認定申請書に、下記の内容について記載した変更理由書を添付してください。

- i 変更の概要・理由
- ii 変更後の地方活力向上地域又は準地方活力向上地域の妥当性
- iii 変更による目標の見直し
- iv その他必要事項

※ iiについては、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域の区域設定を変更する場合にのみ記載してください。

記載例

別紙

変更理由書

都道府県名

○変更の概要・理由について

○変更後の地方活力向上地域又は準地方活力向上地域の妥当性について

- ① 法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域
- ② 法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

○変更による目標の見直しについて

○その他必要事項

5 地域来訪者等利便増進活動計画の作成等

5-1 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（内閣府、国土交通省）

：【A3012】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

人々の生活・経済活動の主要な基盤である「まち」がその魅力を高め、「ヒト・モノ・カネ」を地域に呼び込み、活力ある社会経済を構築していくため、エリアマネジメント活動（ある一定の範囲の地域において、地方公共団体が提供する公共サービスの水準を超えて、その地域の価値の向上等を図ることを目的として、地域の事業者等から構成される団体が自主的に行っている活動）の重要性が高まっています。これらの活動は、当該活動を行う地域内の来訪者や滞在者の増加に資するものであり、その結果として、当該地域内の来訪者や滞在者の消費活動を喚起し、当該地域内の事業者の事業機会の拡大等の経済効果が生じます。こうした効果は、当該地域の雇用創出や経済基盤強化といった、地域再生そのものの実現にも資するものです。

他方、エリアマネジメント団体は、その活動に係る財源不足の課題を抱えています。このため、財源の安定的確保を通じたエリアマネジメント活動の促進を図るため、地域再生に資するエリアマネジメント活動について、受益者である事業者の同意に基づき、市町村が受益の限度において事業者から負担金を徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）を創設することとします。

具体的には、地域再生計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、地域来訪者等利便増進活動実施団体（地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第6号に規定する地域来訪者等利便増進活動実施団体をいう。以下同じ。）が作成した地域来訪者等利便増進活動計画（法第17条の7第1項に規定する地域来訪者等利便増進活動計画をいう。以下同じ。）が法第17条の7第8項に掲げる次の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとします。

ア 認定地域再生計画に適合するものであること。

イ 受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び第二項第一号の区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。

ウ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

エ 地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。

オ 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

当該認定が行われた場合には、認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができ、認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。

② 支援措置の内容

I 地域来訪者等利便増進活動計画について

地域来訪者等利便増進活動計画は、地域来訪者等利便増進活動（自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者又は滞在者（以下「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下同じ。）が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの。以下同じ。）を実施する計画（以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

ア 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域

イ 地域来訪者等利便増進活動の目標

ウ 地域来訪者等利便増進活動の内容

都市公園（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）における自転車駐車場、観光案内所その他の来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件（以下「来訪者等利便増進施設」という。）であって次に掲げるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設又は物件の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項を記載することができます。

(1) 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(2) 観光案内所

(3) 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

(4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる仮設工作物

エ 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度

オ エの利益を受ける事業者の範囲

カ 計画期間（五年を超えないものに限る。）

キ 資金計画

資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければなりません。この場合において、収入予算においては、総受益事業者の負担することとなる負担金の額を収入金として計上しなければなりません。

上記の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分しなければなりません。

なお、資金計画には、才の事業者（以下「受益事業者」という。）が負担することとなる負担金の額及び徴収方法の素案を添えなければなりません。

ク 地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況

認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体は申請書（府令別記様式第 25）に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定市町村の長に提出しなければなりません。

ア 定款及び登記事項証明書

イ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された地域来訪者等利便増進活動実施団体にあつては、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

ウ 法第 17 条の 7 第 5 項の同意を得たことを証する書類

エ 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

Ⅱ 地域来訪者等利便増進活動計画に関する特例措置

地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の長の認定を受けた場合には、認定市町村は、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができます（上記の場合において受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定める必要があります。）。認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。地域来訪者等利便増進活動計画が認定を受けた日から 2 年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第 7 条の規定にかかわらず、当該占用が来訪者等利便増進施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める次の技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとします。

ア 来訪者等利便増進施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

イ 地上に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

ウ 地下に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、

公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 13 条第 1 号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

エ 来訪者等利便増進施設のうち、施行令第 12 条第 1 号に掲げる自転車駐車場にあってはその敷地面積が 30 平方メートル以内、同条第 2 号に掲げる観光案内所にあってはその建築面積が 50 平方メートル以内、同条第 3 号に掲げる停留所の上家にあってはその建築面積が 20 平方メートル以内であること。

オ 来訪者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

- (1) 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
- (2) 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- (3) 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

別記様式第 25（第 38 条関係）

地域来訪者等利便増進活動計画認定申請書

年 月 日

認定市町村の長 殿

地域来訪者等利便増進活動実施団体の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の 7 第 1 項の規定に基づき、地域来訪者等利便増進活動計画について認定を申請します。

地域来訪者等利便増進活動計画

- 1 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域
- 2 地域来訪者等利便増進活動の目標
- 3 地域来訪者等利便増進活動の内容
- 4 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
- 5 前号の利益を受ける事業者の範囲
- 6 計画期間
- 7 資金計画
- 8 地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

③ 支援措置に必要な手続

支援措置を受けるに当たっては、地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対して交付金を交付する事業に関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、地域来訪者等利便増進活動計画について、総受益事業者の3分の2以上であって、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定の申請を行うことができ、認定市町村は、以下の手続を経た上で、当該地域来訪者等利便増進活動計画の認定を行うことができます。

ア 申請された地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の認定市町村が適切と認める方法によりその旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から1月間公衆の縦覧に供すること。

イ 地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の議会の議決を経ること。

ウ 地域来訪者等利便増進活動計画に、来訪者等利便増進施設に関する事項が記載されている場合には、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得ること。

④ 地域再生計画の作成並びに地域来訪者等利便増進活動計画の作成及び認定に当たって留意すべき事項

地域再生計画の作成並びに地域来訪者等利便増進活動計画の作成及び認定に当たっては、「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」を参考にしてください。

都市公園の占用の許可の特例については、「地域再生法の一部を改正する法律の施行について（平成30年6月1日付け府地事第1077号国都公景第27号内閣府地方創生推進事務局長・国土交通省都市局長通知）」を参考にしてください。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類
法令で定めるものは特になし

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

6 商店街活性化促進事業計画の作成等

6-1 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（内閣府、経済産業省） ：【A3013】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

商店街は、地域住民の日常生活を支える場であり、地域の経済・社会にとって重要な存在ですが、近年は周辺人口の減少や消費者の購入方法の多様化に伴い、商店街における空き店舗率は高い割合で推移しており、一部の商店街では本来期待される地域での役割を十分に発揮できなくなっています。

法第5条第4項第7号に規定された商店街活性化促進事業は、このような状況を踏まえ、空き店舗解消に向けて積極的に働きかける対策を講じることをはじめとした商店街の活性化を地域再生計画の枠組みで推進することで、地域住民の生活利便性の向上のみならず、雇用機会の創出や地域の経済基盤の強化による人口流出の抑制や地域再生につなげようとするものです。

② 支援措置の内容

商店街活性化促進事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、関係事業者への意見聴取及び公聴会の開催等を経て、商店街活性化促進事業計画を作成することができます。このとき、認定市町村の長は計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、計画に即した利活用を要請・勧告できるようになります（法第17条の14）。また、商店街組織は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の特例（法第17条の15）、中小企業者は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例（法第17条の16）を受けることができるようになります。

I 商店街の活性化に関する認定市町村による援助等

- i 認定市町村は、商店街活性化促進区域内において、商店街活性化促進事業計画に記載された基本的な方針（以下「基本的方針」という。）に適合する事業（以下「適合事業」という。）を行い、又は行おうとする者及び建築物又は土地の所有者等に対し、商店街活性化のために必要な情報の提供、指導、助言、その他の援助を行います（例えば、補助金等の各種支援策や創業支援機関等に関する情報等を提供することなどが想定されます。）。
- ii 認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるもの（以下「特定建築物等」という。）について、当該商店街活性化促進事業計画の達成のため必要があると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、相当の期間を定めて、当該特定建築物を当該計画の基本的方針に適合する用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができます。
- iii 認定市町村の長は、iiの期間が経過してもなお要請を受けた所有者等が当該要請に係る措置を講じていない場合において、当該特定建築物等の利用状況及び現況等

を調査し、その結果当該措置を講じていないことに正当な理由がないと認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを勧告することができます。

Ⅱ 商店街振興組合法の特例

商店街振興組合法では商店街振興組合を設立する際には、商店街振興組合の地区は、小売商業者又はサービス業者の 30 人以上が近接してその事業を営む市の区域に属する地域であることが必要と規定していますが、この要件が 20 人に緩和されます。

Ⅲ 中小企業信用保険法の特例

適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法における保険限度額の拡大等の特例が受けられるようになります。

③ 支援措置に必要な手続

Ⅰ 地域再生計画への商店街活性化促進事業の記載

商店街の活性化を地域再生計画の枠組みで推進しようとする地方公共団体は、まず、法第 5 条第 4 項第 7 号に規定する商店街活性化促進事業に関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

Ⅱ 商店街活性化促進事業計画の作成

上記Ⅰの地域再生計画の認定を受けた市町村は、支援措置を受けるに当たっては、後述する関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て、商店街活性化促進事業の実施に関する具体的な計画（商店街活性化促進事業計画）を作成する必要があります。商店街活性化促進事業計画の作成に当たっては、「商店街活性化促進事業計画の作成等に関するガイドライン」（平成 30 年 6 月 1 日府地事第 1083 号）を参考にしてください。

ⅰ 商店街活性化促進事業計画の記載事項（法第 17 条の 13 第 2 項）

ア 商店街活性化促進区域の区域（法第 17 条の 13 第 2 項柱書）

商店街活性化促進事業計画には、商店街活性化促進区域の区域を記載します。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することとも考えられます。

イ 商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針（法第 17 条の 13 第 2 項第 1 号）

商店街活性化促進事業計画には、商店街活性化促進事業に関する基本的方針を記載します。記載に当たっては、当該基本的方針を関係者と共有し、連携して事業を実施していくことに鑑み、可能な限り具体的に記載してください。

ウ 商店街活性化促進区域においてイの基本的な方針に適合する事業を行い、又は行おうとする者に対する支援その他の商店街の活性化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 13 第 2 項第 2 号）

適合事業を行い、又は行おうとする者に対する支援施策をはじめとする、商店街の活性化を図るための具体的な施策について記載してください。

エ その他商店街活性化促進事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 13 第 2 項第 3 号）

その他商店街活性化促進事業の実施のために必要な事項があれば記載してください（例えば、事業計画の実施のスケジュールや実施体制（協議会の設置など）等を記載することが考えられます。）。

ii 公聴会の開催等（法第 17 条の 13 第 4 項）

認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係事業者の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしています。なお、関係事業者は計画区域となる予定の区域及びその周辺区域における商店街を構成する小売業者、サービス業者などを想定しています。

④ 地域再生計画の記載に当たって留意すべき事項

- ・ 商店街活性化促進事業計画には、上記③Ⅱ i ウのとおり商店街の活性化を図るために認定市町村が講ずべき具体的な施策を記載しますが、地域再生計画は、このような事項が記載された商店街活性化促進事業計画のマスタープランとなるものであるため、これらの施策を含む事業の全体像を記載する必要があります。
- ・ また、事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、商店街全体の売上げ増加や雇用の創出、地域住民の生活利便性向上などが見込まれること、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます（地域再生基本方針 5 の 1）②及び③）。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 商店街活性化促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期 期限を設けない。

7 地域再生土地利用計画の作成

7-1 地域再生土地利用計画（農林水産省、国土交通省）：【A3006】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場などを集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成と併せて農地の保全及び利用を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する必要があります。

このため、認定市町村は、地域再生土地利用計画（法第17条の17第1項に規定する地域再生土地利用計画をいう。以下同じ。）を作成することができることとし、地域再生土地利用計画において記載した地域再生拠点区域（同条第3項第2号に規定する地域再生拠点区域をいう。以下同じ。）にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）の立地について、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域からの除外及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可に係る特例を設け、手続の円滑化を図るとともに、誘導施設の整備に関する届出・勧告・あっせんにより、地域再生拠点区域への誘導を図ります。

② 支援措置の内容

I 地域再生土地利用計画について

地域再生土地利用計画は、地域再生拠点（法第5条第4項第8号に規定する地域再生拠点をいう。以下同じ。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用（以下「農用地等の保全及び利用」という。以下同じ。）を図るための土地利用に関する計画であり、次に掲げる事項を記載するものとしています。

ア 集落生活圏（同号に規定する集落生活圏をいう。以下同じ。）の区域

イ 地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び利用を図るための土地利用に関する基本的な方針

ウ 地域再生拠点区域、誘導施設及び当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策に関する事項

エ 農用地等保全利用区域（法第17条の17第3項第3号に規定する農用地等保全利用区域をいう。Ⅲにおいて同じ。）並びに農用地等の保全及び利用を図るために講ずべき施策に関する事項 等

また、上記のほか、次に掲げる事項を記載することができます。

オ 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する事項（当該事業の実施主体、当該誘導施設の種類及び規模、当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積等）

カ 地域再生拠点区域における公共の用に供する施設及び建築物の整備並びに土地の利用に関する事項であって、地域再生拠点の形成を図るために必要なもの（道

路又は公共空地の配置及び規模、建築物等の用途の制限等、樹林地・草地等で良好な環境を確保するため必要なものの保全に関する事項)

II 地域再生拠点の形成に関する措置

i 地域再生拠点区域内に誘導施設を整備する事業に関する事項を地域再生土地利用計画に記載し、都道府県知事の同意を得た場合には、

ア 整備誘導施設（法第 17 条の 17 第 5 項に規定する整備誘導施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地（以下「整備誘導施設用地」という。）が農用地区域内農地や第 1 種農地（農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ及び第 5 条第 2 項第 1 号ロに規定する農地をいう。9－1 の②のⅡのアにおいて同じ。）であっても、農地転用の許可があったものとみなされます。

イ 整備誘導施設用地が農用地区域内の土地であっても、以下の要件を満たすときは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域から除外について、同法第 13 条第 2 項の規定は適用されません。

- (1) 農用地区域以外の土地に代替する土地がないこと
- (2) 周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- (3) 担い手への農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- (4) 土地改良施設（農業振興地域の整備に関する法律第 3 条第 3 号に規定するものをいう。9－1 の②のⅡのイの(4)において同じ。）の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- (5) 区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に関する事業（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 3 第 1 号ロからニまでのいずれかに該当するものをいう。9－1 の②のⅡのイの(5)において同じ。）の施行区域にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していること
- (6) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること
- (7) 農業用排水施設の新設若しくは変更、客土又は暗きょ排水その他の土地の改良若しくは保全のため必要な事業（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 3 第 1 号イ又はホのいずれかに該当するものをいう。9－1 の②のⅡのイの(6)において同じ。）が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該整備誘導施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること

ウ 市街化調整区域（都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域をいう。）内における整備誘導施設の建築のための開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）については、開発審査会の議を経ずとも同法第 34 条第 14 号の開発行為とみなされ、開発許可の際に同号の基準の審査が省略されます。

- ii 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行う者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、完了予定日を認定市町村の長に届け出なければならないこととなります。

ア 地域再生土地利用計画に記載された誘導施設を有する建築物に関する次の行為（地域再生拠点区域内において行われるものを除く。）

- (1) 当該誘導施設を有する建築物の建築のために行う開発行為
- (2) 当該誘導施設を有する建築物の新築又は建築物の改築若しくは用途の変更に
より当該誘導施設を有する建築物とする行為

イ 地域再生土地利用計画（Ⅰの力に掲げられた事項が定められたものに限る。）に記載された地域再生拠点区域内において行う次の行為（当該地域再生土地利用計画に記載された誘導施設を整備する事業に係るものを除く。）

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物（建築物を除く。）の建設
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (5) 建築物等の用途の変更、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更、木竹の伐採（地域再生土地利用計画にこれらに関する制限が定められている土地の区域内において行われるものに限る。）

届出を受けた認定市町村の長は、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、勧告・あっせんを行うことにより、誘導施設の立地を地域再生拠点区域内に誘導するための措置又は地域再生拠点区域内における開発・建築行為を当該区域の拠点機能に支障を来さないものとするための措置を講ずることができます。

Ⅲ 農用地等の保全及び利用に関する措置

地域再生土地利用計画に記載された農用地等保全利用区域において、農用地等の保全及び利用を行うために次に掲げる措置を講ずることができます。

- i 認定市町村は、農用地等の所有者等に対し、必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行います（例えば、地域が特定のブランド作物を栽培する際に、適切な助言を行うことなどが想定されます。）。
- ii 認定市町村の長は、農用地等の所有者等が、当該計画に即した農用地等の保全及び利用を行っておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該計画達成のため必要と認めるときは、当該所有者等に対し、当該計画に即した農用地等の保全及び利用を行うよう勧告することができます。

③ 支援措置に必要な手続

支援措置を受けるに当たっては、集落生活圏において、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、認定市町村は、以下の者を構成員として加えた地域再生協議会の協議を経て地域再生土地利用計画を作成します。

ア 都道府県知事

イ 農業委員会（認定市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。９－１の③のイにおいて同じ。）

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 42 条第 1 項に規定する都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。９－１の③のウにおいて同じ。）（整備誘導施設用地のうち、農地転用を行う面積が 30a を超える場合に限る。）

エ 地域再生拠点区域の全部又は一部が農用地区域内にある場合にあっては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）

オ 地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合（エの場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

カ 地縁による団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体であって、同条第 2 項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下このカにおいて同じ。）の区域の全部又は一部が集落生活圏の区域内にある場合にあっては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者

キ 地域再生土地利用計画に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあっては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者

※ 農地法、農業振興地域の整備に関する法律又は都市計画法に係る特例を受ける場合には、都道府県知事の同意を得なければなりません。ただし、都市計画法の特例について、開発許可権者である指定都市又は中核市にあっては、都道府県知事の同意は不要です。

④ 地域再生計画及び地域再生土地利用計画の記載に当たって留意すべき事項

集落生活圏は、市街化区域（都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域をいう。）又は区域区分に関する都市計画が定められていない用途地域（同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域をいう。）以外の地域について定めるものです。

地域再生計画及び地域再生土地利用計画の作成に当たっては、「地域再生土地利用計画の作成等に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け 27 農振第 1643 号、国都計第 120 号農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長通知）を参考にしてください。

- ⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類
- ・ 集落生活圏のおおむねの区域及び事業のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図並びに当該事業の区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図
 - ・ 事業のおおむねの区域が、国が行う土地改良事業又は国の直接若しくは間接の補助による土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間が示された資料
- ⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

8 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

8-1 自家用有償旅客運送者貨物運送の特例（国土交通省）：【A 1 2 0 4】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

「地域再生拠点」の形成に当たっては、機能・サービスの集約化と併せ、

- ① 周辺集落に居住する住民が通院、買い物等の目的で、基幹集落や基幹集落を乗換拠点として集落生活圏の外に移動する際の交通手段の確保
- ② 基幹集落に設けられた商店から周辺集落への商品の宅配、周辺集落から道の駅等への小規模な農作物の集出荷等のための物資の流通の確保

等を表裏一体として行うことが重要であることから、「地域再生拠点」を含む地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保のための施策の一環として、自家用有償旅客運送者が行う事業を地域再生計画に記載し、同計画の認定を受けた場合に、道路運送法の特例を措置するものです。

② 支援措置の内容

法第5条第4項第8号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第17条の17第10項の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部が存する自家用有償旅客運送者は、その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限って、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができます。

③ 支援措置に係る必要な手続き

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

法第5条第4項第9号に掲げる事項を記載している場合には、以下の事項を記載するよう努めて下さい。

- ・ 地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行う事業の内容
- ・ 当該事業が地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 地域再生法第 5 条、第 17 条の 23

9 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

9-1 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）

:【A3011】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

近年、東京圏への人口集中が進む中で、地方創生の観点から、地方への新しいひとの流れを作ることが重要な課題となっています。内閣官房の意向調査によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定又は移住を検討したいと考えている人は、50代では男性50.8%、女性34.2%、60代では男性36.7%、女性28.3%となっており、中高年齢者において都会から地方への移住の希望が強い傾向にあります。

このような中高年齢者の希望を実現し地方移住の推進を図る観点、「まちなか」居住や地域・多世代交流を支援する観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療や介護を受けることができるようなコミュニティづくりを目指す「生涯活躍のまち」構想を推進することが「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定・平成27年12月24日改訂）に位置付けられました。

法第5条第4項第10号に規定された生涯活躍のまち形成事業は、このようなコミュニティづくりを地域再生計画の枠組で推進するものです。

② 支援措置の内容

生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て、生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができます。このとき、生涯活躍のまち形成事業計画に法第17条の24第4項各号に規定される事業者に関する事項等を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例（法第17条の28）、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（法第17条の32）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（法第17条の33）、旅館業の許可に関する旅館業法の特例（法第17条の34）を受けることができます。

I 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可（無償の場合は届出）を受ける必要がありますが、法第17条の28第1項の職業安定法の特例は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その許可や届出を不要とする特例です。

この特例を利用する場合は、委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、その事項について厚生労働大臣の同意を得る必要があります。

Ⅱ 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 32 の老人福祉法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができます。

この特例を利用する場合は、有料老人ホームを設置する事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載する必要があります。

Ⅲ 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

介護保険給付の対象となる介護サービス事業を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第 17 条の 33 の介護保険法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、居宅サービス、介護予防サービスについては都道府県知事の同意を得る必要があります。

Ⅳ 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

旅館業を行う場合は、都道府県知事の許可を得る必要がありますが、法第 17 条の 34 の旅館業法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された旅館業の事業者については、旅館業の許可があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、都道府県知事の同意を得る必要があります。

③ 支援措置に必要な手続

Ⅰ 地域再生計画への生涯活躍のまち形成事業の記載

生涯活躍のまちを地域再生計画の枠組で推進しようとする都道府県・市町村は、まず、法第 5 条第 4 項第 10 号「生涯活躍のまち形成事業」に関する事項について記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。本マニュアル（総論）第 3 章の 3－2 の 2）及び「生涯活躍のまち」構想に関する手引きを参照して作成してください。

Ⅱ 生涯活躍のまち形成事業計画について

生涯活躍のまち形成事業計画は、生涯活躍のまち形成事業の実施に関する具体的な計画を作成するもので、上記Ⅰの地域再生計画の認定を受けた市町村が、後述する地域再生協議会の協議を経て作成します。

i 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第 17 条の 24 第 3 項各号）

(1) 生涯活躍のまち形成地域の区域（法第 17 条の 24 第 3 項本文）

生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載します。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付すること考えられます。

(2) 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策（法第 17 条の 24 第 3 項第 1 号）

生涯活躍のまち形成地域における中高年齢者の健康でアクティブな生活を推進するため、認定市町村が行う社会的活動への参加の推進のための施策について記載してください。社会的活動には、就業や生涯学習以外にもボランティアなど幅広い活動が含まれます。法においては、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励が例示されています。

(3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅及び当該高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 2 号）

生涯活躍のまち形成地域において実際に整備する高年齢者向け住宅の種類や数を特定するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずる施策について記載してください。

高年齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが例示されていますが、それ以外にも高年齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。

なお、生涯活躍のまち形成事業計画において、サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてことができます。詳しくは、Ⅱ地域再生計画と連動した支援措置の 1—9 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定【B3002】をご参照ください。

(4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 3 号）

生涯活躍のまち形成地域での継続的なケアを確保するため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。提供すべき介護サービスとして、法では、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業が例示されていますが、それ以外の介護保険に係る保健医療サ

ービス及び福祉サービスも含まれます。生涯活躍のまち形成地域における認定市町村における地域包括ケアシステムの構築との連携について記載することも想定されます。

- (5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 4 号）

生涯活躍のまちへの移住や住み替えを希望する中高年齢者の来訪や滞在を促進するための施策について記載してください。法では、情報の提供、便宜の供与が例示されています。

- (6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 5 号）

上記(2)から(5)までに掲げる施策以外に、都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター等や地域の教育機関等の関係機関・関係団体との協力により実施する事項があれば記載してください。

イ 任意記載事項（法第 17 条の 24 第 4 項各号）

法第 17 条の 28、第 17 条の 32 から第 17 条の 34 までの特例を利用する場合は、以下の必要事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載してください。

- (1) 労働者の募集に従事する事業協同組合等に関する事項

法第 17 条の 28 の特例を利用する場合は、委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項を記載してください。

- (2) 有料老人ホームを整備する事業者に関する事項

法第 17 条の 32 の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業について、事業の実施主体、当該有料老人ホームの所在地、その他厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号。以下「厚労省令」という。）で定める事項を記載してください。

- (3) 介護サービス事業者に関する事項

法第 17 条の 33 の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において介護サービスを提供する事業について、事業の実施主体、事業所の所在地、介護サービスの種類、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

なお、特例の対象となる介護サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業（第一号介護予防支援事業を除く。）です。このうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は特例の対

象とはなりません。

(4) 生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関する事項

生涯活躍のまち形成地域において、お試し居住などの宿泊を伴う事業を行う場合、その事業が旅館業に該当すれば、旅館業の許可を必要となります。このようなとき、法第 17 条の 34 の特例を利用する場合は、当該事業について、事業の実施主体、宿泊の用に供する施設の所在地、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

ii 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

生涯活躍のまち形成事業は、住宅や介護、就労や生涯学習といった様々な分野にわたる複合的な事業であり、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第 17 条の 24 第 1 項及び第 2 項）。

ア 地域再生協議会の構成員（法第 17 条の 24 第 2 項及び厚労省令第 1 条）

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

- (1) 地方公共団体
 - (2) 地域再生推進法人
 - (3) 地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
 - (4) 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）
 - (5) その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）
- が構成員となるとされていますが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、
- (6) 都道府県知事
 - (7) 法第 17 条の 34 の旅館業の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 1 項各号に規定される者
 - (8) 法第 17 条の 33 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）
- を構成員として加えた協議会で協議する必要があります。

イ 地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の提案

認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行うものとして、認定市町村に指定された地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案を行うことができます（法第 17 条の 25 第 1 項）。

ウ 委託募集の特例、居宅サービス事業等に係る指定の特例、旅館業の許可の特例

を利用する場合の関係行政庁の同意

法第 17 条の 28 の特例を利用する場合は、上記 i のイ(1)労働者の募集に従事する事業協同組合等に関する事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画について、厚生労働大臣の同意を、法第 17 条の 33 第 1 項（居宅サービス）及び第 3 項（介護予防サービス）の特例、法第 17 条の 34 の特例を利用する場合は、上記 i のイ(3)、(4)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画について、都道府県知事の同意を得ることとされています。

エ 生涯活躍のまち形成事業計画の公表

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表し、かつ関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければなりません（法第 17 条の 24 第 14 項）。関係行政機関の長及び関係都道府県知事は、上記ウにおいて同意をした関係行政庁を想定しています。法第 17 条の 28 から第 17 条の 34 までの特例を利用する場合、この公表の日から特例の効力が生じます。

オ 指定訪問看護事業者に係る通知

訪問看護の事業を行う者について上記ウの同意をし、生涯活躍のまち形成事業計画の公表について上記エの通知を受けた都道府県知事は、その者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定があったものとみなされた旨を、地方厚生（支）局長に通知する必要があります。

これは、訪問看護の事業を行う者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定があった場合には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 89 条第 2 項の規定により、同項ただし書の別段の申出がない限り、同法第 89 条第 1 項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされることとされているためです。

なお、健康保険法第 89 条第 2 項ただし書の別段の申出は、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する段階で、事業者から、訪問看護の事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出する必要があります。

④ 地域再生計画及び生涯活躍のまち形成事業計画の記載に当たって留意すべき事項

- ・ 生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指すものであり、法第五章の特例措置を利用しない場合も原則として(1)中高年齢者の社会的活動への参加の推進、(2)高年齢者向け住宅の整備、(3)介護サービスの提供体制の確保、(4)中高年齢者の来訪・滞在の促進といった施策が行われる必要があります。地域再生計画にはそれぞれに対応する事業内容を記載することが想定されます。
- ・ 事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、事業主体が決まることが見込まれること、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます(地域再生基本方針5の1)②及び③)。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

10 地域農林水産業振興施設整備計画の作成

10-1 地域農林水産業振興施設整備計画（農林水産省）：【A1002】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

農山漁村地域においては、雇用創出・所得確保のために、農林水産業の振興を図る必要があります。

このため、農地法に基づく農地転用の許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に係る特例を設け、農林水産業の6次産業化に資する施設等の整備を推進します。

② 支援措置の内容

I 地域農林水産業振興整備計画は、地域における農林水産業の振興に関する計画であり、次に掲げる事項を記載するものとしています。

ア 地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施主体

イ 地域農林水産業振興施設の種類及び規模

ウ 地域農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積 等

II 地域農林水産業振興施設※（法第5条第4項第11号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）を整備する事業に関する事項を地域農林水産業振興施設整備計画（法第17条の36第1項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画をいう。以下同じ。）に記載し、都道府県知事の同意を得た場合には、

ア 地域農林水産業振興施設の用に供する土地（以下「地域農林水産業振興施設用地」という。）が農用地区域内農地や第1種農地であっても、農地転用の許可があったものとみなされます。

イ 地域農林水産業振興施設用地が農用地区域内の土地であっても、以下の要件を満たすときは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外について、同法第13条第2項の規定は適用されません。

(1) 農用地区域以外の土地に代替する土地がないこと

(2) 周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

(3) 担い手への農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

(4) 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

(5) 区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に関する事業の施行区域にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること

(6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること

- (7) 農業用排水施設の新設若しくは変更、客土又は暗きょ排水その他の土地の改良若しくは保全のため必要な事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該地域農林水産業振興施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること

※ 地域農林水産業振興施設：

支援措置の対象となる地域農林水産業振興施設には、以下の施設が該当します。

- ・ 農林水産物の生産、加工、販売施設
- ・ 農林水産物の集荷、貯蔵、出荷施設
- ・ 農家レストラン
- ・ 農林漁業体験施設
- ・ 農家民宿
- ・ バイオマス発電施設
- ・ バイオ燃料製造施設
- ・ バイオマス給熱施設 等

③ 支援措置に必要な手続

支援措置を受けるに当たっては、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、認定市町村は、以下の者を構成員として加えた地域再生協議会の協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、当該計画について都道府県知事の同意を得ることが必要となります。

ア 都道府県知事

イ 農業委員会

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構（地域農林水産業振興施設用地のうち、農地転用を行う面積が 30a を超える場合に限る。）

エ 地域農林水産業振興施設用地が農用地区域内の土地である場合にあっては、当該地域農林水産業振興施設用地が存する農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）

オ 地域農林水産業振興施設用地が土地改良区の地区内の土地である場合（エの場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

- ④ 地域再生計画及び地域農林水産業振興施設整備計画の記載に当たって留意すべき事項
地域再生計画及び地域農林水産業振興施設整備計画の作成に当たっては、「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 農振第 1934 号農林水産省農村振興局長通知）を参考にしてください。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 事業のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の

付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

- ・ 事業のおおむねの区域が、国が行う土地改良事業又は国の直接若しくは間接の補助による土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間が示された資料

- ⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

11 構造改革特別区域計画等の認定等の手続きの特例

11－1 構造改革特別区域計画の認定の手続きの特例（内閣府）：【A2005】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域法に基づく計画の認定があったものとみなします。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（１）地域再生計画の認定に必要な記載事項

「構造改革特別区域の名称」、「構造改革特別区域の範囲」、「構造改革特別区域計画の概要」を記載してください。

○「構造改革特別区域の名称」については、「〇〇特区」と記述してください。

ただし、複数の計画を同時に申請する場合は、計画名称を一つにまとめることを可能にするため、「〇〇特区」以外の記述も可能とします。その場合の名称については、計画の内容を簡潔かつ端的に表現するものを任意に設定してください。

○「構造改革特別区域の範囲」については、構造改革特別区域の範囲を明示してください。文章で表現することが困難な場合には、「別紙による」とし、図面を添付しても結構ですが、主たる場所は明示してください。

特区の範囲の表現方法については、特区計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないよう定めればよく、特に決まりはありません。

○「構造改革特別区域計画の概要」では、地域再生計画と一体となって提出する当該計画の内容について地域再生計画とどのような関連性を持って効果を発揮するのかについても理解できるよう、概要を記載してください。

（２）地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 構造改革特別区域計画
- ・ 構造改革特別区域計画の添付書類

※ 構造改革特別区域計画の記載及び添付書類の詳細は、「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」を確認してください。

記載例

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

構造改革特別区域の名称

〇〇特区

構造改革特別区域の範囲

特区の範囲を明示又は別紙による

構造改革特別区域計画の概要

〇〇〇（概要を記載）

11-2 中心市街地活性化基本計画の認定の手続きの特例（内閣府）：【A2006】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に中心市街地の活性化に関する法律の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、中心市街地の活性化に関する法律に基づく計画の認定があったものとみなします。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（１）地域再生計画の認定に必要な記載事項

「中心市街地活性化基本計画の名称」、「中心市街地活性化基本計画の範囲」、「中心市街地活性化基本計画の概要」を記載ください。

○「中心市街地活性化基本計画の名称」では、原則として、認定申請を行う市町村の名称に続けて中心市街地活性化基本計画としてください。

○「中心市街地活性化基本計画の範囲」では、人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等の諸課題に対応してコンパクトシティの実現を図りつつ、まち全体の活性化につながるような中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するためには、中心市街地の区域を適切に設定しなければなりません。

基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるにあたっては、都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策支援の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。

○「中心市街地活性化基本計画の概要」では、地域再生計画と一体となって提出する当該計画の内容について地域再生計画とどのような関連性を持って効果を発揮するのかについても理解できるよう、概要を記載してください。

（２）地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 中心市街地活性化基本計画
- ・ 中心市街地活性化基本計画の添付資料

※ 中心市街地活性化基本計画の記載及び添付資料の詳細は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」を確認してください。

記載例

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

中心市街地活性化基本計画の名称

〇〇市中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画の範囲

〇〇〇（範囲を記載）

中心市街地活性化基本計画の概要

〇〇〇（概要を記載）

11-3 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続きの特例（経済産業省）

:【A 1 1 0 1】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画の同意があったものとみなします。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（１）地域再生計画の認定に必要な記載事項

「地域経済牽引事業促進基本計画の名称」、「地域経済牽引事業促進基本計画の範囲」、「地域経済牽引事業促進基本計画の概要」を記載ください。

○「地域経済牽引事業促進基本計画の名称」では、原則として、認定申請を行う都道府県、地域、市町村のいずれかの名称に続けて地域経済牽引事業促進基本計画としてください。

○「地域経済牽引事業促進基本計画の範囲」では、地域経済牽引事業促進基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を、原則、行政区域単位で設定してください。

なお、地域経済牽引事業促進基本計画の作成にあたっては、次のような土地利用関係の諸計画等と調和を保つことが必要です。

①国土形成計画・国土利用計画・土地利用基本計画、②都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針、③中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画、④河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港湾局を含む。）の計画、⑤農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画、⑥まち・ひと・しごと総合戦略及び地方版総合戦略

また、環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区を含まないものとしてください。

促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）の設定については、地域の特性が賦存する地域及びその周辺地域（地場産業の工場の集積地域及び工業団地、温泉街、商店街、観光農園、湖沼、浜、川、特定の強みを有する企業、大学・研究機関、駅、インタ

ーチェンジ、寺社・仏閣等が存在する地域）を、字単位で設定（字が住所に含まれていない場合においては、図面等で表示）してください。

なお、重点促進区域の設定に当たっては、その区域を重点促進区域として設定した理由を記載ください。

重点促進区域の設定に当たっては、人口減少・高齢化の進行に加え、社会資本の老朽化への対応も併せて求められている状況の下、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、市街地の拡散の防止を図るとともに、新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計画との調和を図ることが必要です。

- 「地域経済牽引事業促進基本計画の概要」では、地域再生計画と一体となって提出する地域経済牽引事業促進基本計画の内容について、地域再生計画とどのような関連性を持って効果を発揮するのかについて理解できるよう、取組の内容を記載してください。

※ 地域経済牽引事業促進基本計画の内容を記載するにあたっては、必ず「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」及び「地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン」を確認してください。

（２）地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画

【記載例】

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業
地域経済牽引事業促進基本計画の名称
○○県地域経済牽引事業促進基本計画
（○○地域地域経済牽引事業促進基本計画）
（○○市地域経済牽引事業促進基本計画）

地域経済牽引事業促進基本計画の範囲
○○○（範囲を記載）

地域経済牽引事業促進基本計画の概要
○○○（概要を記載）

12 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）第22条の各省庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を認めることとします。その際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととします。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとします。

地方公共団体の補助対象財産の転用等に係る各省庁の承認については、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について（平成20年4月10日 補助金等適正化中央連絡会議決定事項）」において申合せがされた以下の方針に沿って、各省庁において承認基準が見直されていますのでご注意ください（地方公共団体以外の者の補助対象施設についても、下記の趣旨を踏まえて適切に対処することとされています。）。

- ・ 社会経済情勢の変化への対応や既存ストックの効率的活用による地域活性化の観点から、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす
- ・ 当該財産処分の承認については、原則、報告をもって国の承認があったものとみなす（包括承認制）とともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこと
- ・ 有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象施設に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができること
- ・ 概ね10年経過前であっても、災害による損壊等、市町村合併や地域再生等の施策に伴う財産処分については、上記と同様とする

12-1 補助対象施設の有効活用（全府省庁）：【A3004】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

本支援措置は、全府省庁が行うものであり、このうちこのマニュアル策定の時点で各府省庁が取り組むことを明らかにした分野のものについては、3-1以降の必要な手続等を明示していますので、それらを参照してください。これ以外の補助対象施設についても、地域再生計画に支援措置として盛り込むことが可能です。その際に必要となる要件や添付書類などは個別具体的な事案に応じて認定することができるかどうかを政府として判断することになります。なお、個別の調整の結果その取扱いが明確になったものについては、順次、本マニュアルに加えることにします。

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱い、転用を認めることとします。その際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととします。

なお、補助目的の達成や補助対象施設の適正な使用を確保する観点から、

（１）有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること

（２）当該補助対象施設に係る行政需要への対応状況の提出を求めること

等、必要最小限の条件を付すことができるものとします。

「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した（改修等）施設をいいますが、道路・河川等の占用許可制度が活用できる施設については、占用許可制度をもって補助対象施設の有効利用が図られるものですので、ご注意ください。

「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らしてその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態をいいます。

「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を認めることをいいます。

「必要最小限の条件」とは、各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認めたものであり、本支援措置の趣旨等にかんがみ、過度な制約は課されるべきものではありませんので、必要最小限の条件に限って認められることを明確にしたもので

す。

③ 支援措置に係る必要な手続

個別の案件毎に異なりますので、内閣府へご相談ください。

④ 認定申請に当たって必要な書類

個別の案件毎に異なりますので、内閣府へご相談ください。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、従来から、弾力的な取扱いを行っていますが、建築後の経過年数にかかわらず、国庫納付金を不要とする範囲を拡大することにより、遊休化した学校施設・学校用地の有効利用を一層促進し、その地域における多様な活動を促進するものです。

② 支援措置の内容

【支援措置の適用対象となる施設】

国庫補助を受けて整備された以下の公立学校施設及び公立学校用地。

- (1) 統合又は別敷地移転等により廃校となった学校の
 - a. 校舎（廃園となった園舎を含む。）、屋内運動場及び寄宿舎
※セミナーハウス等の国庫補助制度が終了したものも含む。
 - b. 水泳プール、武道場、クラブハウス及び屋外運動場照明施設
 - c. 学校給食施設（調理場、学校食堂）
- (2) 余裕教室（園舎の余裕スペースを含む。）
- (3) 入居見込みのないへき地教員宿舎
（※これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。）
- (4) 学校用地

【支援措置の適用要件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が公立学校施設の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。）

- (1) 公立学校施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。）
- (2) 公立学校施設を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して公立学校施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）
- (3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、公立学校施設の利用が必要であること。
- (4) 同一地方公共団体における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者等に対して公立学校施設を無償貸与すること。
- (5) 余裕教室・学校用地を利用する場合にあっては、当該学校における教育に支

障のない利用内容であること。

- ③ 支援措置に係る必要な手続
特になし。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類
「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」
公立学校施設の場合・・・別記様式 1
公立学校用地の場合・・・別記様式 2
【別記様式 1 に添付する書類】
(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
(2) 建物配置図
(3) その他参考資料
【別記様式 2 に添付する書類】
(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
(2) 建物配置図・実測図、学校用地管理台帳
(3) その他参考資料

- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項
本支援措置を含む地域再生計画の認定申請に当たっては、上記「② 支援措置の内容」の「支援措置の適用要件」に挙げる各適用要件への該当性を個別具体的に記述するとともに、公立学校施設において実施される取組内容、事業内容等を記載した別記様式 1 又は別記様式 2 を作成し、これを地域再生計画に添付する必要があります。なお、この別記様式 1 の記載については、【様式 1 記載要領】を、別記様式 2 の記載については、【様式 2 記載要領】を参照してください。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
- ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（平成 31 年 1 月 7 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）
- ・公立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）等に係る財産処分の承認等について（平成 30 年 5 月 25 日付けスポーツ庁次長通知）
- ・安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分の承認等について（平成 20 年 7 月 2 日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通

知)

- ・ 学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（平成20年6月18日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）
- ・ 産業教育関係国庫補助金等に係る財産処分の承認等について（平成20年6月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、以下の要件を満たす場合には、国庫納付金を不要としています。

【国庫納付金免除要件】

無償による処分（転用・貸与・譲渡・取壊し等）で、以下のいずれかの要件を満たせば国庫納付金は不要。（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）

- （1）国庫補助事業完了後10年以上経過していること。（②(1)～(3)に記載するもの。）
- （2）国庫補助事業完了後10年未満の場合で、以下の要件に該当するもの。
 - ②(1)～(3)に記載するもの。）
 - a. 耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）を実施した建物の処分
 - b. 大規模改造事業（上記a.を除く。）、防災機能強化事業（上記a.を除く。）又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ず行う処分（ただし、国庫補助完了後5年以内に取り壊し又は改築を行うなど、著しく適性を欠くものを除く。）
 - c. 市町村合併に伴う処分
 - d. 幼稚園園舎の全部等を処分し、幼保連携型認定こども園又は公私連携幼保連携型認定こども園となるもの。
 - e. 幼稚園園舎の一部等を処分し、認可外保育施設を設置し、幼稚園型認定こども園となるもの。

なお、有償による処分であっても、以下の要件を満たせば国庫納付金は不要。

- ・ 国庫補助事業完了後10年以上経過した施設（②(1)～(3)に記載するもの。）であること。
- ・ 処分する建物の補助金相当額以上の額を域内の学校施設整備費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用すること。

また、国庫補助を受けて整備された公立学校用地の財産処分の承認に当たっては、以下の要件を満たす場合には、国庫納付金を不要としています。

【国庫納付金免除要件】

- ・ 国庫補助事業完了後10年以上経過したこと。

- ・無償による処分（転用・貸与・譲渡）であること。（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）

なお、国庫補助事業完了後１０年未満の場合であっても、市町村合併に伴う無償による処分の場合は国庫納付金不要。

(様式 1)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者（都道府県市区町村）名

1 処分の内容

学 校 名 又は 施 設 名	補助 年度	事 業 名	施設 区分	構造 区分	補 助 面 積	補 助 金 額	処分 内容	処分予 定年月	備考
					m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

【様式 1 記載要領】

様式 1 の記載に当たっては、以下の点に留意して作成すること。

1 「1 処分の内容」について

財産処分を行う当該校に係る国庫補助に関する実績報告書及び額の確定通知書に基づいて、学校名（又は施設名）、補助年度、事業名等、様式において定める事項を記入すること。

- (1) 「施設区分」欄：上段に施設区分（建物・工作物・設備）、下段に建物区分（校舎・屋体・寄宿舍・教職員住宅・園舎・給食・武道場・プール・産振）を記入すること。
- (2) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入すること。
- (3) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入すること。
- (4) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、貸与等）及び処分先などを記入すること。

※「処分内容」については、同一地方公共団体による転用の場合は「転用」、民間事業者等は無償貸与する場合は「貸与」と記入すること。

- (5) 「処分予定年月」欄：転用の場合は設置条例の施行日、無償貸与の場合はその始期及び終期を記載すること。

2 「2 経過及び処分の理由」

廃校、余裕教室等の発生経過を記述すること。処分の理由については、支援措置の適用要件（2）及び（3）の記述により、これに代えるものとする。

なお、必要に応じて、別紙を用いて説明すること。

3 「3 添付資料」について

- (1) 「（2）建物配置図」については、処分する部分に色づけをするなど、その該当部分がわかるようにすること。
- (2) 「（3）その他参考資料」については、資料の例は次のとおり。
 - ア 廃校となる学校に係る学校設置条例の一部改正条例（案）
 - イ 財産処分の対象となる学校に係る公立学校施設台帳（写）
 - ウ 転用の場合 転用後の施設に係る設置条例（案）、転用後施設の図面等
 - エ 貸与の場合 貸与契約書（案）、貸与先団体の概要がわかる資料
 - オ その他各地方公共団体が判断して添付する資料

(様式 2)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者（市町村）名

1 処分の内容

学 校 名	補助 年度	事 業 名	補助 対象 面積	補助 金額	最近の財産 処分直後又 は当初の校 地面積	今回財産処分申請 に係る面積・金額		処分 内容	処分 予定 年	備
						面積	金額			
			m ² ()	千円	m ² ()	m ² ()	千円			

() 内は校地有効面積の内書き

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図・実測図、学校用地管理台帳
- (3) その他参考資料

【様式２記載要領】

様式２の記載に当たっては、以下の点に留意して作成すること。

１ 「１ 処分の内容」について

財産処分を行う当該校に係る国庫補助に関する実績報告書及び額の確定通知書に基づいて、学校名、補助年度、事業名等、様式において定める事項を記入すること。

(１)「補助対象面積」欄：上段（ ）に校地面積全体を、下段にうち当該国庫補助に係る補助対象面積を記入すること。

(２)「最近の財産処分直後又は当初の校地面積」欄：上段（ ）に最近の財産処分直後の校地面積全体を、下段にうち補助対象面積を記入すること。

(３)「今回財産処分申請に係る面積・金額」欄：面積欄の上段（ ）に今回財産処分直前の補助対象面積を、下段に上段のうち今回財産処分申請に係る面積を記入すること。

また、金額欄には、面積欄下段にかかる補助金額を記入すること。

(４)「処分内容」欄：財産処分の種類（目的外使用、譲渡、貸与等）及び処分先などを記入すること。

※「処分内容」については、同一地方公共団体による転用の場合は「目的外使用」、民間事業者等は無償貸与する場合は「貸与」と記入すること。

(５)「処分予定年月」欄：転用の場合は設置条例の施行日、無償貸与の場合はその始期及び終期を記載すること。

２ 「２ 経過及び処分の理由」

学校用地財産処分までの経過を記述すること。処分の理由については、支援措置の適用要件（２）及び（３）の記述により、これに代えるものとする。

なお、必要に応じて、別紙を用いて説明すること。

３ 「３ 添付資料」について

(１)「（２）建物配置図・実測図」については、処分する部分に色づけをするなど、その該当部分がわかるようにすること。

(２)「（３）その他参考資料」については、資料の例は次のとおり。

ア 財産処分の対象となる学校に係る公立学校用地管理台帳（写）

イ 転用の場合 転用後の施設に係る設置条例（案）、転用後施設の図面等

ウ 貸与の場合 貸与契約書（案）、貸与先団体の概要がわかる資料

エ 廃校の場合 廃校となる学校に係る学校設置条例の一部改正条例（案）

オ その他各地方公共団体が判断して添付する資料

12-3 史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用（文部科学省）

：【A0802】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助金により購入した土地については、適切に保存し、史跡として整備し国民共有の財産として後世に伝える必要がありますが、地方公共団体において整備を行うまでの間、一定の要件に該当するものについては一時的に他の用途への転用を認めることにより、当該土地を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した土地について、地域再生計画の申請があり、史跡等の保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合、次の要件に該当するものにおいては、他の用途に一時転用することを認めることとします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

- （１）土地の所有者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生の作成を行う場合を含む。）。
- （２）当該土地を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して当該土地を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。）。
- （３）地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、当該土地の利用が必要であること。
- （４）転用に当たって当該地方公共団体が対価を得るものでないこと（民間事業者に対して当該土地を貸与する場合は、無償による貸与であること。）。
- （５）文化財保護法による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること。
- （６）史跡等を公有化した後、当該箇所の保存・活用のための整備について、明確な整備計画を有していること。
- （７）整備を行うまでの短期間に限定されたものであること。
- （８）史跡等であることの対外的な表示が明確になっていること。
- （９）転用中、文化財保護の観点から地方公共団体による管理が適切になされるものであること。

③ 支援措置に係る必要な手続

文化財保護法に基づく現状変更許可が必要な措置については、別途、現状変更許可申請の手続が必要です。

④ 認定申請に当たって必要な書類

ア 整備計画書（上記要件（６）を示す書類、様式は問いません）

イ 転用計画書（上記要件（２）（３）（４）（５）（７）（８）（９）を示す書類、様式は問いません。）

ウ ア、イに係る図面及び写真

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

転用を認める要件に該当するかについては、要件別に明確に記載してください。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条
- ・ 文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱
- ・ 史跡等購入費補助金国庫補助要項

○支援措置に係る現行規定の概要：

- ・ 適化法及び交付要綱において、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととされています。
- ・ 史跡等購入費補助金国庫補助要項においては、史跡等の保存のために行う土地買上げ等に要する経費について、補助することとされています。

12-4 公立社会教育施設の有効活用（文部科学省）：【A0803】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適化法第22条に基づく文部科学省の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします。

【支援措置の適用対象となる施設】

公立社会教育施設整備費補助金を受けて整備された公民館、図書館、博物館等の社会教育施設です。

【支援措置の適用条件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が社会教育施設を財産処分するに当たっては、関係法令の規定に反しない取り扱いが必要となります。）

- （１）社会教育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。）。
- （２）社会教育施設を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して社会教育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）。
- （３）地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会教育施設の利用が必要であること。
- （４）同一地方公共団体における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会教育施設を無償貸与すること。

③ 支援措置に係る必要な手続き

特になし。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類
「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」（別記様式 2）
- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項
添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること。
- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号、第 18 条
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
- ・ 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（平成 10 年 3 月 31 日生涯学習局長裁定、平成 20 年 7 月 25 日改正）

○支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された公立社会教育施設の財産処分の承認に当たっては、有償譲渡及び有償貸与を除く財産処分（転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等）で、文部科学大臣への報告があったものについては、国庫納付金を不要としています。

(様式2)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者（都道府県市区町村）名

1 処分の内容

施設名	補助年度	構造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備考
			m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

【様式 2 記載要領】

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R C・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由、代替施設を確保する場合は、その概要（施設規模・内容、事業内容、資金計画、職員体制等）について、記入すること。

3 当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて提出すること。

12-5 社会体育施設の有効活用（文部科学省）：【A0804】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設の経過年数が10年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条に基づく文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします。

【支援措置の適用対象となる施設】

国庫補助を受けて整備された体育館、水泳プール、運動場等の社会体育施設（これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。）です。

【支援措置の適用要件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が社会体育施設の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。）

- （１）社会体育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。）。
- （２）社会体育施設を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して社会体育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）
- （３）地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会体育施設の利用が必要であること。
- （４）同一地方公共団体における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会体育施設を無償貸与すること。
- （５）転用により地域スポーツ活動に支障が生じないこと。

- ③ 支援措置に係る必要な手続
特になし。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類

「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」

（様式については、「３－２ 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続きの弾力化」（別記様式１）に準じる）

※ただし「学校」を「社会体育施設」と読み替えることとします。

- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

本支援措置を含む地域再生計画の認定申請に当たっては、上記「② 支援措置の内容」の「支援措置の適用要件」に挙げる各適用要件への該当性を個別具体的に記述するとともに、社会体育施設において実施される取組内容、事業内容等を記載した別記様式１を作成し、これを地域再生計画に添付する必要があります。この別記様式１の記載については、「３－２ 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続きの弾力化」の「様式１記載要領」を参照してください。

※ただし「学校」を「社会体育施設」と読み替えることとします。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 地域再生法第５条、第１８条
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条
- ・ 公立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）等に係る財産処分の承認等について（平成３０年５月２５日付けスポーツ庁次長通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された社会体育施設の財産処分の承認に当たっては、無償による処分（転用・貸与・譲渡・取壊し等）で、以下のいずれかの要件に該当する場合は、国庫納付金を不要としています。

- ・ 国庫補助事業完了後１０年以上経過
- ・ 市町村合併に伴う処分
- ・ 国庫補助事業完了後１０年未満の場合で耐震化事業を実施した建物の処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適性を欠くものについては、この限りではない）

12-6 勤労青少年ホームの施設処分（厚生労働省）：【A0901】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している勤労青少年ホームを有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画に係る対象施設の処分の取扱いを弾力化するものです。

対象施設の経過年数が10年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助金により取得した対象施設（勤労青少年ホーム）を有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画の対象となっている施設の処分を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る対象施設の処分について、補助金等適正化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。

（１）同意する範囲

内閣総理大臣が地域再生計画を認定するに当たり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る対象施設の処分に同意します。

ア 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること

（例えば、利用者の著しい減少が生じている場合、福祉施設として単独の機能で運営することについてのニーズが減少している場合など）

（２）国庫への納付についての取扱基準

上記（１）における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、以下のとおりとなります。

ア 無償による処分を行う場合

国庫への納付を免除します。

イ 有償による処分（有償譲渡又は有償貸付）を行う場合

国庫への納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。）に、総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とします。

ただし、残存年数納付金額（処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）を上限額とします。

③ 支援措置に係る必要な手続き

(1) 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該対象施設に係る①財産名、②構造規格及び形式等、③取得年月日、④耐用年数、⑤取得価格、⑥国庫補助額（補助金の名称）、⑦国庫補助負担率、⑧処分収入見込額、⑨残存価格、⑩処分の事由及び方法（処分の具体的な内容、当該地域再生計画との関係および処分の必要性、当該施設のニーズや利用者の減少の状況等）について、別紙様式1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。

(2) 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、当該対象施設について計画に沿って処分を行い、処分完了後1ヶ月以内にその結果を別紙様式2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、処分に伴う収入等があった場合は、①処分収入額、②廃棄（解体）に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。

(3) 処分において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の申請と併せて、別紙様式1に記載事項を確認できる書類（財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等）を添付する必要があります。

⑤ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
- ・ 同施行令第13条
- ・ 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日能発第0417001号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

補助事業者等（地方公共団体）は、補助事業等（勤労青少年福祉施設設置事業）により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す等の処分を行う場合には、厚生労働大臣の承認が必要となっています。

なお、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日付能発第0417001号）の包括承認事項に該当する処分であって、厚生労働大臣等への報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。

12-7 職業能力開発校の施設処分（厚生労働省）：【A0902】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している職業能力開発校を有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画に係る対象施設の処分（補助金交付により整備した建物及び附随する設備装置、機械器具類の財産処分をいう。以下同じ。）の取扱いを弾力化するものです。

② 支援措置の内容

補助金交付対象施設である職業能力開発校を有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画に係る施設の処分を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る対象施設の処分について、補助金等適正化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。

（１）同意する範囲

内閣総理大臣が地域再生計画を認定するに当たり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る対象施設の処分に同意することとします。

ア 地域再生計画に掲げられた対象施設が社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること

（例えば、利用者（訓練生）の著しい減少が生じている場合など）

（２）国庫への納付についての取扱基準

上記（１）における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、以下のとおりとなります。

ア 無償による処分を行う場合

国庫への納付を免除します。

イ 有償による処分（有償譲渡又は有償貸付）を行う場合

国庫への納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。）に、総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とします。

また、残存年数納付金額（処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を上限額とします。

③ 支援措置に係る必要な手続き

（１）地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該対象施設に係る①財産名、②

構造規格及び形式等、③取得年月日、④耐用年数、⑤取得価格、⑥国庫補助額（補助金の名称）、⑦国庫補助負担率、⑧処分収入見込額、⑨残存価格、⑩処分の事由及び方法（処分の具体的な内容、当該地域再生計画との関係及び処分の必要性、当該施設のニーズや利用者（訓練生）の減少の状況 等）について、別紙様式 1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。

（２）地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、当該対象施設について計画に沿って処分を行い、処分完了後 1 カ月以内にその結果を別紙様式 2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、処分に伴う収入等があった場合は、①処分収入額、②廃棄（解体）に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。

（３）処分において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の申請と併せて、別紙様式 1 に記載事項を確認できる書類（財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等）を添付する必要があります。

⑤ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
- ・ 同施行令第 13 条
- ・ 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日能発第 0417002 号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

補助事業者（地方公共団体）は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す処分を行う場合には、厚生労働大臣あて財産処分承認の申請手続を行い、承認を受けることが必要となっています。

なお、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日能発第 0417002 号）の包括承認事項に該当する処分であって、厚生労働大臣への報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。

様式1

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

都道府県名

財産名	
構造規格及び形式等	
取得年月日	平成 年 月 日
耐用年数	年(平成 年 月 日まで)
取得価格	円
(補助金等の名称)	()
国庫補助額	円
国庫補助負担率	
処分収入見込額	円
残存価格	円
処分の事由及び方法	
備考	

様式2

財 産 処 分 報 告 書

都道府県名

財産名	
構造規格及び形式等	
取得年月日	平成 年 月 日
耐用年数	年(平成 年 月 日まで)
取得価格	円
(補助金等の名称)	()
国 庫 補 助 額	円
国庫補助負担率	
処分年月日	平成 年 月 日
処分完了年月日	平成 年 月 日
処分方法	
処分収入額	円
廃棄(解体撤去)に 要した経費	円
国庫納付予定額	円
備考	

12-8 保健衛生施設等の有効活用（厚生労働省）：【A0904】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。（当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。）

ただし、有償譲渡及び有償貸付の場合は、地域再生計画によるものであっても、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間（「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号））を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。

（１）転用の場合

次の条件をすべて満たす場合

- ア 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること
- イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた公共性のある施設（国庫補助の対象であるものに限る）への転用の必要性が認められること
- ウ 転用前の施設の利用者の処遇が低下しないこと

（２）無償貸与の場合

次の条件をすべて満たす場合

- ア 無償貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと
- イ 無償貸与後の転用は、１のア及びイの条件を満たすこと

③ 支援措置に係る必要な手続き

以下の④及び⑤に留意の上、地域再生計画の認定申請手続を行ってください。

④ 認定申請に当たっての必要な書類

- （１）財産処分対象施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、室名、面積を明記したものであって、転用（無償貸与後の転用を含む。）の場合は転用前後の比較が可能な資料）及び写真
- （２）国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる都

道府県、市町村等の決算書等でも可)

- (3) その他参考となる資料(当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付してください。)

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- (1) 地域再生計画の認定申請を行うに際し、以下の事項を記載してください。

①地域再生計画の概要、②施設種別、③補助事業者名、④施設名、⑤定員(施設設置基準又は国庫補助金交付要綱に定員についての要件がある施設)、⑥設置主体、⑦所在地、⑧国庫負担(補助)金額、⑨総事業費、⑩国庫補助(負担)年度、⑪処分制限期間、⑫経過年数、⑬建築構造、⑭建物延面積、⑮処分区分、⑯処分内容、⑰処分予定年月日、⑱処分の理由、⑲処分が承認されない場合に危惧される事項、⑳転用(貸与)前の施設の利用者の処遇

- (2) 地域再生計画が認定され、財産の処分が完了したときは、1ヶ月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出してください。

※(記載要領)

- 1 「地域再生計画の概要」: 地域再生計画の概要について、簡潔に記載してください。
- 2 「国庫負担(補助)金額」及び「建物延面積」: 施設の一部を処分する場合、処分に係る部分については実書し、全体を()書きしてください。
- 3 「建築構造」: 鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造等の建物の構造について記入してください。
- 4 「処分区分」: 転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。
- 5 「処分内容」: 財産処分の内容を簡潔に記載してください。
例: ○○施設を△△施設へ転用
○○施設の一部を転用し、△△施設へ変更
○○に貸与し、同一事業を継続
- 6 「処分の理由」: 当該地域再生計画における財産の処分の理由及び必要性を簡潔に記載してください。
- 7 「処分が承認されない場合に危惧される事項」: 処分が承認されない場合、遊休施設化その他不適切な事態が生じること等、危惧される事項を簡潔に記載してください。
- 8 「転用(貸与)前の施設の利用者の処遇」: 転用又は無償貸与後に転用する場合、転用又は無償貸与前施設の利用者の処遇について記載してください。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項、第22条
- ・ 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日付け厚生労働省健康局長通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、厚生労働大臣の承認が必要となっています。

なお、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日付け健発0417001号厚生労働省健康局長通知）」の包括承認事項に該当する財産処分であって、厚生労働大臣等への報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。

12-9 農林水産関係補助対象施設の有効活用（農林水産省）：【A1001】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設等の経過年数が10年未満の場合や、地方公共団体以外の者が処分を行う場合であって、一定の条件を満たさないものの処分を行う場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助事業により整備した農林水産共同利用施設（以下「補助対象施設」という。）を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、農林水産大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととします。

なお、補助目的の達成や補助対象施設の適正な使用を確保する観点から、

（１）有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること

（２）当該補助対象施設に係る行政需要への対応状況の提出を求めること

等、必要最小限の条件を付すことができるものとします。

「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した（改修等）施設をいいます。

「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らして施設の全部又は一部にその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態（本来の補助目的を妨げずに活用可能な未利用部分を含む。）をいいます。

「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

「必要最小限の条件」とは、各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことが認められています。

このことから、関係法令の規定に反しない取扱いを確保するため、例えば、次に示すもの等が必要となります。

・ 中山間地域総合整備事業及び農村総合整備事業で整備された施設については、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画等の変更が必要と

なります。なお、当初の目的に添った利用に係る需要が一部残っている場合には、その利用に支障が生じないための措置を講ずる必要があります。

・水産基盤整備事業で整備された施設については、漁港の機能・保全及び漁村の防災上、支障を与えないことが必要となります。

③ 支援措置に係る必要な手続

当該施設が、他の法令等により規制を受けるものや、協議を要する場合は、関係省庁の許可等を得てください。（理由：施設の転用等に際し、法的規制等を伴うものは、それらの許可等が必要となるためです。）

④ 認定申請に当たって必要な書類

- （１）農林水産省関係補助対象施設の有効活用に係る添付書類（別紙様式）
- （２）当該施設設置時の事業実施計画書及び財産管理台帳
- （３）当該施設転用後の事業実施計画書（案）等、（２）の計画書に準じる資料

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡、貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設の目的、利用計画等について具体的に記述してください。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域再生法第５条第４項第１５号、第１８条
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について

（平成 20 年 5 月 23 日経第 385 号・農林水産省大臣官房経理課長通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条において、①補助事業者等が法第 7 条第 2 項の規定による条件（注）に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付し

た場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

(注) 法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

【包括承認の対象となる財産処分の要件】

- (1) 補助目的に従った利用により10年を経過（長期利用財産）したもの（財産処分により収益が見込まれる場合を除く。）
- (2) 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分するもので、収益がない場合 等

詳細は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日経第385号・農林水産省大臣官房経理課長通知）に記載。

農林水産省関係補助対象施設の有効活用に係る添付書類

(※様式はゴシック体、明朝体は注意事項である。)

1 補助事業者の意見

補助事業の種別（間接補助事業の場合等）によっては、申請者（市町村）と補助事業者（都道府県）が異なるので、申請者（市町村）が補助事業者（都道府県）から聞き取った意見を記載してください。

(施設の概要)

事業名 事業

事業目的

事業工期 平成 年 月～平成 年 月

所在地 県 (地区)

事業主体

施設名称

建築面積 m²延床面積 m²敷地面積 m²

建物構造

建設費 千円〔m²単価： 千円／m²〕用地取得費 千円〔m²単価： 千円／m²〕※用地取得が補助対象となっている場合

財源内訳 国庫： 千円 (/ 100)

県費： 千円 (/ 100)

町費： 千円 (/ 100)

供用開始日 平成 年 月 日

管理主体

管理委託契約日 平成 年 月 日 ※管理主体が事業主体と異なる場合

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

○施設の整備目的（当初）

↓しかし

○社会経済情勢等の変化

整備した当時は、一定の効果を発揮するはずであった対象施設が、どのような理由（外部要因）で現在は利用状況が著しく減少している（もしくは当初の目的を達成できていない）のかを分析し、説明してください。

↓そこで

○有効活用の必要性

…というストーリーで構成してください。

3 当該施設における事業計画と最近の状況

①事業計画数量（必要に応じて内訳を記載）

建物の転用に関する支援を申請する場合においては、利用計画人数を記入してください。（その場合、②も人数で記入してください。）

②最近3年間の利用状況（必要に応じて内訳を記載）

平成 年度

平成 年度

平成 年度

③最近3年間の管理運営費の支出状況

平成 年度 千円

平成 年度 千円

平成 年度 千円

4 補助対象施設の現状

3の利用状況等を踏まえながら、「当初の補助目的に照らして、効果がほとんど期待できないと認められる状態であること。」を具体的、定量的に説明してください。

5 転用の必要性

3の最近の状況や4の現状を踏まえ、転用後の施設の目的とする住民サービス等の需要（ニーズ）が増加していることや、新たな需要に対応できる施設が自治体内に不足していること等転用の必要性を説明してください。

なお、転用の計画にかかる地域の意見等を記入してください。

6 転用の時期

平成 年 月（又は地域再生計画が認定された日）

地域再生計画の認定の日と実際に施設の転用が行われる時期が違う場合もあり得るため時期を記入してください。（認定の日をもって転用の必要性があるものは「地域再生計画が認定された日」と記入してください。）

7 転用の形態（転用の相手方、譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

8 転用後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

転用した施設の使用目的等について具体的に（誰が、どんな目的で、どのような事業に使うのか。）説明してください。

必要に応じて、施設の平面図（新・旧）等で、変更後の利用について説明してください。

（施設改修等についての考え方）

転用に際して改築・改修等が必要な場合は、その概要やスケジュールを説明。また、転用に伴って廃止する設備等があれば必要に応じて記載してください。

（施設管理についての考え方）

転用後の施設を管理委託する場合は、想定する委託先及び委託内容等について説明してください。

（関係法令に基づく手続の内容とスケジュール等）

消防法、建築基準法、食品衛生関係法令…等

9 転用により期待される効果

再生計画本体も踏まえながら、転用により期待される効果を説明してください。

12-10 下水道補助対象財産の有効活用（国土交通省）：【A 1 2 0 1】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において下水道補助対象財産を有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

下水道補助対象財産の供用開始からの経過年数が10年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

下水道補助対象財産を有効活用するものであって、当該財産の財産処分を行う場合には、手続を簡素合理化することとし、国土交通省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る下水道補助対象財産について補助金等適正化法第22条の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、

(1) 有償譲渡・有償貸付け・当該財産処分により収益が見込まれる場合

(2) 公共施設以外への転用の場合

には国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の申請に当たり、下記のうち必要な事項を盛り込むこととします。

(1) 補助事業の名称

(2) 財産処分する施設等

(3) 所在地、数量及び取得年度

(4) 財産処分する期間、状況、理由

(5) 財産処分後の管理方法

(6) 財産処分する施設等の供用開始年月日

(7) 国庫納付額

(8) 添付書類（行政財産使用許可申請書（写）、行政財産使用許可書（案）、使用協定書（案）、その他位置図等）

(9) その他（特記事項等）

④ 認定申請に当たって必要な書類

上記「(7) 国庫納付額」の算定根拠に関する書類。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域再生法第5条第4項第15号、第18条
- ・補助金等適正化法第22条

○支援措置が講じられない場合の規定の概要：

補助金等適正化法第22条では、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

これに基づき、水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（平成24年3月15日国水総第484号 国土交通省水管理・国土保全局長通知）において、補助事業者等が財産処分を行う場合、地方整備局長等あてに財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けることとされています。一方で特例として、補助事業者等のうち地方公共団体が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。）には、財産処分報告書の提出をもって、地方整備局長等の承認があったものとして取り扱うことができますとしています。

- ① 補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した補助対象財産を処分する場合であって、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うもの
- ② 補助事業等の完了後10年を経過していない補助対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの
- ③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった補助対象財産（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害復旧事業及び都市災害復旧事業の対象となるものを除く。）の取壊し又は廃棄

なお、補助金等適正化法第22条の「政令で定める場合」とは、補助金等適正化法施行令第14条において、①補助事業者等が補助金等適正化法第7条第2項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）補助金等適正化法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の

収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に関り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

12-11 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化（国土交通省）：【A 1 2 0 2】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において公営住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

公営住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、公営住宅を住宅用途として目的外使用する場合は（１）に掲げる事項、公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用する場合は（２）に掲げる事項を地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けることにより、補助金等適正化法第２２条の承認があったものとして取り扱います。

- （１）公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅を住宅用途として目的外使用すること
- （２）公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠であり、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ、自治会などを通じて団地の入居者の要望等を踏まえたものであることを要件として、公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用すること

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の申請に当たり、下記の事項を盛り込むこととします。

- （１）公営住宅を住宅用途又は住宅以外の用途として目的外使用する理由及びその概要（住宅以外の用途として目的外使用する場合、その必要性、他にその用途に充てる建物が無い現状等）
- （２）目的外使用に係る期間
- （３）目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率
- （４）事業主体における過去３年の応募倍率及び空家戸数
- （５）目的外使用の使用料
- （６）入居者（住宅以外の用途として目的外使用する場合は目的外使用者）に対する目的外使用時の主な条件
- （７）目的外使用する団地の図面

また、地域再生計画において定めた公営住宅の目的外使用については、下記の事項を事後報告することとします。

- （１）目的外使用した団地名、所在地、戸数、住宅以外の用途として目的外使用する場合には用途
- （２）目的外使用開始年月日

(3) 目的外使用期間

(4) 目的外使用料

④ 認定申請に当たって必要な書類

住宅用途として目的外使用する場合は上記の他、特になし。

住宅以外の用途として目的外使用する場合は、目的外使用する団地の入居者の要望等を踏まえたものであることを示す書類。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、①補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において特定優良賃貸住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

特定優良賃貸住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、「特定優良賃貸住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、特定優良賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先（グループホーム等の社会福祉事業に用いられるもの）として目的外使用する」ことを地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けたことにより、補助金等適正化法第22条の承認があったものとして取り扱います。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の申請に当たり、下記の事項を盛り込むこととします。

- (1) 特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先として目的外使用する理由及びその概要
- (2) 目的外使用する団地名、所在地、団地総戸数、目的外使用戸数、目的外使用期間、補助金交付年度及び当該団地に係る最近の応募倍率
- (3) 事業主体における過去3年の応募倍率及び空家戸数
- (4) 目的外使用料
- (5) 入居者に対する目的外使用時の主な条件

また、地域再生計画において定めた特定優良賃貸住宅について目的外使用を行った場合は、速やかに下記の事項を事後報告することとします。

- (1) 目的外使用した団地名、所在地及び目的外使用戸数
- (2) 目的外使用開始年月日
- (3) 目的外使用期間
- (4) 目的外使用料

④ 認定申請に当たって必要な書類

上記の他、特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条において、①補助事業者等が法第 7 条第 2 項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第 7 条第 2 項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

12-13 環境省関係補助対象財産の有効活用（環境省）：【A1301】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設等の経過年数が10年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するため、環境省所管の補助金等（自然公園等整備費国庫補助金及び自然環境整備交付金）により取得した財産について、社会経済情勢の変化等に伴い需要が著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる場合に、補助対象施設等の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設等について補助金等適正化法第22条の環境大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、有償の譲渡・貸付の場合には国庫納付を求めることができます。

「社会経済情勢の変化等に伴って需要の著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる」とは、国立・国定公園にあっては、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更がされ、補助事業の執行の必要性がなくなった場合、公園区域外にあっては、環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が承認され、補助事業の執行の必要性がなくなった場合をいいます。

「環境大臣の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の環境大臣の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

③ 支援措置に係る必要な手続

自然公園等整備費国庫補助金及び自然環境整備交付金においては、当該補助事業等に係る、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更及び環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が必要な場合は、その手続を別途行うことが必要です。また、これらの手続は、地域再生計画の環境大臣の同意以前になされることが必要です。

④ 認定申請に当たって必要な書類

支援措置に係る補助対象施設等の公園計画及び公園事業名（国立・国定公園外の補助事業にあっては補助事業名）、位置図、配置図、平面図、整備年度、事業費並びに補助額又は交付金充当額を記載した書類。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設等の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 地域再生法第5条第4項第15号、第18条
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
- ・ 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号環境省大臣官房会計課長通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、①補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

【包括承認の対象となる財産処分の要件】

（1）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア. 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう、以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(注2) 法第23条の規定により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

【国庫納付に関する基準等】

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

12-14 防衛省関係補助対象財産の有効活用（防衛省）：【A 2 1 0 1】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設等の経過年数が10年未満の場合や、地方公共団体以外の者が処分を行う場合であって、一定の条件を満たさないものの処分を行う場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設等の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、防衛省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設等について補助金等適正化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、有償の譲渡・貸付の場合には、国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付することができるものとします。

③ 支援措置に係る必要な手続

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設等の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設等の目的について具体的に記述する必要があります。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

地域再生法第5条第4項第15号、第18条

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について
(平成20年7月28日付け地協第8930号。地方協力局長通知)

○支援措置に係る現行規定の概要：

社会情勢等の変化等により遊休化した補助金等適正化法律第22条に定める補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(処分制限財産)について、補助事業者等がその有効活用を図るため、次のとおり処分制限財産の処分を行う場合の手続については、地方防衛局長への報告をもって、同局長の承認があったものとして取り扱うことができます。ただし、当該報告の際に、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、このように取り扱うことはできません。

- 1 地方公共団体が、経過年数(補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。)が10年以上である施設等の財産処分(有償譲渡及び有償貸し付けは除く)を行う場合又は経過年数が10年未満である施設等の財産処分(有償譲渡及び有償貸し付けを除く)であって、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併市町村基本計画に基づいておこなわれる場合。
- 2 地方公共団体以外の者が行う経過年数10年以上である施設等の転用であって、周辺対策事業等の交付の対象となる施設その他の公共用の施設への転用の場合。

なお、上記の場合及び経過年数が10年未満である施設等の転用であって市町村合併、地域再生等の施策に伴い地方公共団体が当該施設等がその地域において充足しているとの判断を行う場合等においては、補助金相当額の国庫納付は不要です。

(2) 特定地域再生事業

1 特定地域再生支援利子補給金

1-1 特定地域再生支援利子補給金（内閣府）：【D2001】

少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、地方公共団体の取組に対して施策を重点的に実施すべき政策課題を、特定政策課題として政令で定め、特定政策課題の解決に資する事業に対して重点的に支援措置を講ずることとしました。

本制度は、認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号イに規定する事業を行う事業者に対して貸付けを行う指定金融機関に対し、特定地域再生支援利子補給金（以下1-1において「利子補給金」という。）を支給できることとする制度です。

① 支援措置の内容

(1) 制度概要

本制度は、指定金融機関に対して、政府が、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものです。

A) 特定地域再生に資する事業の内容

特定地域再生に資する事業として、法第5条第4項第4号イ及び交付要綱別表2で規定するものを対象とします。

【法第5条第4項第4号イに規定する事業】

- ①地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- ②地域住民の健康の保持増進に資する事業
- ③地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業
- ④地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- ⑤地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- ⑥その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

B) 利子補給金の支給の対象となる金融機関及び金融機関の指定要件

利子補給金の支給の対象となる金融機関は、規則に規定するものとし、当該金融機関が利子補給金の支給を受ける場合には、規則で規定している要件を備えた金融機関であることを明らかにした上で、内閣総理大臣から指定を受ける必要があります。

(2) 利子補給金の支給に当たっての利子補給率

内閣府告示で定める利子補給率（0.7%以内）とします。

(3) 利子補給金の支給期間

利子補給金の支給期間は、指定金融機関が事業者に対し、最初に貸付けを行った日から起算して5年間とします。また、地域再生計画に掲げる計画期間は、当該支給期

間を含めた期間となります。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

(1) 地域再生計画の認定に必要な記載事項

A) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

特定地域再生に資する事業として、交付要綱別表第2で規定する事業であって指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付を受けて行われるもの（以下「特定地域再生事業」という。）に関する事項を具体的に記載してください。

B) 交付要綱の別表第2で規定する事業の種別等

A)の交付要綱の別表第2で規定する事業の中で、当該特定地域再生事業として資金の貸付が行われる事業の種別及び内容を記載してください。

また、特定地域再生事業を行う事業者名について記載してください。

C) B)の資金の貸付を受けて実施される事業について、具体的効果等見込みについて記載してください。

利子補給金の支給を受けて実施されるB)で記載する事業としては、特定政策課題の解決に資する効果を及ぼす事業である必要がありますが、この効果を判断する指標として当該事業等が特定政策課題の解決にどれくらい効果を及ぼしているか、見込まれる効果・積算の根拠を具体的に記載してください。

なお、後日、具体的効果等の実績についてこちらから直接質問する場合もございますので、ご協力よろしくお願いします。

D) 地域再生計画に掲げる計画期間

利子補給金の支給期間と地域再生計画に掲げる計画期間との関係は、上記①(3)で記したとおりです。

したがって、利子補給金を支援措置として掲げる地域再生計画の計画期間については、当該利子補給金の支給期間を考慮して定めてください。

なお、事業の特性等により指定金融機関が事業者に対して貸付けを行う時期が特定できないなど地域再生計画の計画期間に利子補給金の支給期間を考慮することが困難である場合や、特別の事情がある場合には、当該計画期間の記載方法について内閣府地方創生推進事務局までご相談ください。

(2) 金融機関の指定申請その他利子補給金の支給を受けるための手続等は、規則及び交付要綱に記載しているとおりです。

(3) その他

指定金融機関は、利子補給金の支給を受ける間、事業者が実施した事業による雇用創出等事業効果について別途報告していただくことになります。

また、指定金融機関は、交付要綱で規定する報告を内閣総理大臣に提出することになり、内閣総理大臣が必要と認める場合には（実施する事業に虚偽等があるなど）、指定金融機関に対して、監査を行う場合があります。

③ 当該支援措置を活用できる時期について

詳細は交付要綱に委ねますが、指定金融機関の指定及び事業者の推薦を受けた後に、当該金融機関により特定地域再生事業に対する貸付が行われた後に当該支援措置を活用することができます。

なお、平成 25 年 4 月より、利子補給金の「集中受付制度」を導入しており、当該支援措置の活用のためには、集中受付期間内にエントリーすることが必要となっておりますのでご注意下さい。詳しくは、「内閣府地方創生推進事務局」のホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>）をご覧ください。

2 税制上の特例

2-1 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

(内閣府)：【D2003】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域等においては、政策的意義が高いものの収益性の観点などから民間事業者の積極的参入が期待できない事業もあり、こうした事業への民間からの投資を促進することを目的に、特定政策課題の解決に資する事業のうち、中山間地域等における小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合、出資者に対し、所得税の特例措置を適用するものです。

② 支援措置の内容

認定地域再生計画に記載された小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社により発行される株式を、個人が払込みにより取得し、認定地方公共団体の確認を受けた場合に、出資額分について寄附金控除を適用するものです（所得税の特例措置）。

1) 対象地域

中山間地域等の集落生活圏で事業を実施する場合に対象となります。集落生活圏とは、都市計画法に基づく市街化区域・用途地域以外であって、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等を含む区域です（法第5条第4項第8号）。

2) 小さな拠点の形成に資する事業の要件（規則第7条第1項第2号）

対象となる事業は、次に掲げる事業となります。

ただし、ア．生活サービス等の提供事業のみを専ら行う場合は対象外です。

ア．生活サービス等の提供事業

地域再生拠点に係る集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業

例えば、商店やガソリンスタンドの運営、高齢者等への見守りや買物・移動支援、公共公益施設の管理運営などが対象になります。

イ．雇用創出に資する事業（コミュニティビジネス）

地域再生拠点に係る集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業

例えば、特産品の開発・販売、道の駅や観光施設の管理運営などが対象になります。

3) 対象となる株式会社の要件（規則第23条）

株式の発行時点で次の全ての要件を満たしている株式会社が対象となります。

- ア. 常時雇用者数が2人以上であること（注1）
- イ. 同一の認定地域再生計画に基づく地方公共団体の確認を受けた会社が他にないこと（1計画1社要件）
- ウ. 小さな拠点の形成に資する事業を専ら行う株式会社であること
- エ. 中小企業者であること
- オ. 設立10年未満であること
- カ. 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること（ただし、株式会社の設立初年度を除く。）
- キ. 特定の株主グループ（3/10以上株式を保有している株主グループ）以外からの投資を、1/6以上取り入れていること（ただし、特定の株主グループで5/10を超えているものがある場合、そのグループの保有割合が5/6を超えていなければ対象）
- ク. 非上場会社、非店頭登録会社であること
- ケ. 大規模法人の子会社ではないこと
- コ. 性風俗関連特殊営業を行うものではないこと

（注1）同一の認定地域再生計画において既に③3）ウの確認を受けたことのある株式会社については、次の追加要件を満たす必要があります。

- サ. 常時雇用者数が認定地方公共団体の初回の確認日の常時雇用者数以上であること
- シ. 常時雇用者数が前事業年度より2人（商業・サービス業を行う株式会社では1人）以上増加していること（ただし、認定地方公共団体の初回の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用する。）

※ 「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合をいいます。具体的には、
 （ア）期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合
 （イ）一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合
 （ウ）日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合
 が挙げられます。したがって、パートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。

4）対象となる出資者の要件（租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項）

次に掲げる者については、課税の特例が適用されません（租税特別措置法第41条の19第1項、租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項、租税特別措置法施行規則第19条の11第4項）。次に該当しない個人は、地域住民に限らず対象となります。

- ア. 基準日（注２）時点において、株式会社が法人税法上の同族会社（注３）に該当する場合、その会社の上位第３位までの株主（ただし、株式の保有割合の第１位から第３位までの株主グループの保有割合を順に加算し、その割合が初めて 5/10 超になるときにおける株主グループに属していない者は除く。）
- イ. 株式会社の設立に当たり、自らが営んでいた事業の全部を承継させた者（以下「特定事業主であった者」という。）
- ウ. 特定事業主であった者の親族
- エ. 特定事業主であった者と事実上の婚姻関係にある者
- オ. 特定事業主であった者に雇用されていた者
- カ. ウからオまでに掲げる者以外で、特定事業主であった者からの金銭等によって生計を維持している者
- キ. エからカまでに掲げる者と生計を一にしている親族
- ク. アからキまでに掲げる者以外で、株式投資契約を締結していない者

（注２）基準日とは、次のいずれかの日をいいます（以下、同じ）。

- ・ 払込期日が定められている場合：株式の払込期日
- ・ 払込期間が定められている場合：株式の払込日（払込みをした日）
- ・ 会社設立時の出資で小さな拠点税制を適用する場合：会社設立の日

（注３）法人税法上の同族会社とは、３人以下の株主（株主グループを含む。）で、当該株式会社の株式を 5/10 超保有している会社をいいます。

５）税制上の特例措置

出資額から一定額を除いた額（注４）が出資者の総所得金額等から寄附金控除として控除されます。ただし、確定申告が必要です。

（注４）出資額（1,000 万円限度）と総所得金額等の 40%のいずれか少ない額から 2,000 円を控除した額。

６）その他

株式会社が新規に発行する株式を個人が払込みにより取得することが必要であり、発行済みの株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりする場合は対象とはなりません。

なお、株式会社が発行する株式について、ファンド（投資事業有限責任組合及び民法組合で認定を受けたもの）を通じて当該株式を取得する場合でも対象になります。

※ 税制の適用には、株式発行前に、株式投資契約を締結することが必要です。株式投資契約書の作成に当たっては、内閣府ホームページ（小さな拠点情報サイト：

http://www.cao.go.jp/regional_management/effort/support/zeisei/index.html）において、参考様式を提示していますので、参考にしてください。

③ 支援措置に係る必要な事項

1) 地域再生計画の認定に必要な記載事項

ア. 事業の種別、事業の内容、事業主体に関する事項（規則第2条第1項第6号ハ）

事業の種別については、その事業が規則第7条第1項第2号イ又はロのいずれに該当するか、事業の具体的内容、事業主体に関する事項を記載してください。

事業主体に関する事項については、地域再生計画の認定時点で株式会社が特定されていることが望ましいため、可能な限り会社名を記載するよう努めてください。株式会社が設立されていない場合は、仮称を用いるなどしてください。

また、事業の具体的内容にあわせて事業スケジュールも記載してください。

イ. 特定政策課題の内容及び事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度（規則第2条第4項）

小さな拠点の形成に資する事業の実施により解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度（雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果）を具体的に記載するよう留意してください。

2) 認定申請に当たって必要な書類

ア. 特定政策課題の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料（規則第1条第1項第5号）

小さな拠点の形成に資する事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度（雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果）を記載した書類及び当該程度の根拠となる資料を添付してください。

イ. 事業を実施する株式会社等の意見の概要（法第5条第9項）

小さな拠点の形成に資する事業を実施する株式会社（設立されていない場合は発起人等の関係者）に対する意見聴取の概要を添付してください。

ウ. 小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲に係る資料

小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲を明らかにした地図等を参考添付してください。

エ. 事業主体の特定状況を明らかにする書類

小さな拠点の形成に資する事業が円滑かつ確実に実施されることを裏付けるものとして、事業主体の特定状況を明らかにする書類を参考添付してください。

地域再生計画の認定申請時においては、株式会社が特定されていることが望ましいと考えられますが、計画策定時に事業主体が特定できない場合は、事業主体の見込みを記載してください。その際、どういった株式会社が事業を担うことになるか、事業主体の

決定スケジュール等について、可能な限り具体的に記載した資料を添付してください。

オ．事業の具体的内容及び事業スケジュールを明らかにする書類

事業の具体的内容及び事業スケジュールについて、参考資料を添付してください。特に、事業スケジュールについては認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」が確認できるように、現実的なスケジュール表及びその内容を説明した文書を添付してください。特に、出資の時期及び事業の開始時期を明確にするようにしてください。

3) 支援措置を受けるために必要な手続

出資者が特例の適用を受けるためには、以下のような手続が必要になります。

ア．地方公共団体による地域再生計画の作成・内閣総理大臣による認定（法第5条第1項、第15項）

地方公共団体は地域再生計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けます。なお、地域再生計画の認定を申請する前に、地域再生計画の記載内容について特定地域再生事業を実施する株式会社（設立されていない場合は発起人等の関係者）の意見を聴くようにしてください。

イ．認定地方公共団体による会社要件の事前確認（任意）（規則第24条）

株式会社は、②3)の会社要件を満たしているか、事前に認定地方公共団体の確認を受けることが可能です。認定地方公共団体は、確認の申請書の内容を確認した上で、株式会社に確認書を交付します。

ただし、事前確認を受けた場合であっても、②3)の会社要件は株式の発行時点で満たしていることが必要であり、雇用者数や株主構成の変更等に伴い、株式の発行時点で要件を満たさなくなる可能性もあるため、事前確認を受けた株式会社に対して、十分に注意を促すことが必要です。

事前確認に係る確認書を交付した場合は、認定地方公共団体はその旨をホームページ等で公表することができ、内閣府においても同様にホームページで公表します。

ウ．認定地方公共団体による株式の払込みの確認（規則第26条）

認定地域再生計画に記載されている②2)に該当する事業を行う株式会社は、基準日において、②3)の会社要件を満たしていること及びその発行する株式を払込みにより個人が取得したことについて確認を受けるため、認定地方公共団体に対して申請書を提出します。

認定地方公共団体は、会社要件及び出資者ごとの株式の取得状況を確認した上で、当該株式会社に対して確認書を交付します。株式会社は株式を取得した出資者に対してこの確認書の原本を交付します。

なお、認定地方公共団体は、当該地域再生計画に関して初めて確認書を交付した際は、

当該認定地域再生計画を特定し得る事項、確認書の交付を受けた会社の名称等の必要事項をインターネット等で速やかに公表する必要があります。

エ. 出資者による確定申告の実施（租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 第 7 項第 1 号二）

出資者が確定申告をする際に、ウにおいて交付を受けた確認書の原本などの必要書類を確定申告書に添付することが必要です。

④ 当該支援措置を適用できる期限

平成 32 年 3 月 31 日までに発行される株式を取得する場合について適用されます。

○措置の区分：税制措置（所得税）

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等

- | | |
|----------------|--|
| 1) 地域再生法 | 第 5 条第 4 項第 4 号ロ、第 16 条 |
| 2) 地域再生法施行規則 | 第 1 条第 1 項第 5 号及び第 8 号イ、第 2 条第 1 項第 6 号ハ及び第 4 項、第 7 条第 1 項第 2 号、第 23 条、第 24 条、第 26 条 |
| 3) 租税特別措置法 | 第 41 条の 19 |
| 4) 租税特別措置法施行令 | 第 26 条の 28 の 3 |
| 5) 租税特別措置法施行規則 | 第 19 条の 11 |

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

3 地方債の特例

3-1 特定地域再生事業に係る地方債の特例（内閣府、総務省）：【D3002】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定の政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講じるものです。

② 支援措置の内容

人口減少や少子高齢化の進展等により、地域においては施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれています。

そのような中、特定の政策課題の解決を図るための公共施設等の除却に関する事業で、地域再生計画に記載され内閣総理大臣の認定を受けたものについては、除却のみでも一定の事業（国庫補助金の交付の対象となる事業）については地方債の対象事業とするものです。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の認定後、別途、地方債（一般補助施設整備等事業債）の同意若しくは届出又は許可手続が必要となります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

対象施設の現状、除却後の活用目的、対象事業費、施行前・施行後の見取り図（設計図）など、事業の概要がわかる資料

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・地方債同意等基準

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

Ⅱ 地域再生計画と連動した支援措置

1 「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流連携推進」「地域の産業活性化」の各プログラムに位置付けている支援措置

1—1 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業（内閣府）

【B2002】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域における様々な課題解決において、男女共同参画の視点を取り入れ、多様な主体の連携・協働による実践的・主体的な活動が行われるよう、アドバイザー派遣による総合的な支援を行うものです。

② 支援措置の内容

地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関して、自治体等から申請を受け、活動への指導・助言を行うアドバイザーを派遣します。

アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行います。

なお、アドバイザーは、男女共同参画の視点を持ちつつ、NPO法人、地域団体、女性関連団体、企業、学校等、多様な主体と連携・協働して行う地域の課題解決に向けた活動の中で、その活動をより効果的に進めるためのアドバイスを行う者で、自治体等からの希望を把握した上で決定します。

③ 支援措置に係る必要な手続き

アドバイザー派遣については、都道府県・政令指定都市を通じて、派遣対象自治体等を募集・選定の上、派遣します。

なお、平成31年度は、5月以降から6月にかけて募集し、7月をめどに派遣先を決定する予定です。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣申請書（様式第1号）

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

事業概要がわかる書類を添付ください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

平成32年3月末まで（予定）

○措置の区分：予算措置

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、当該地域における関係機関の連携強化等を支援します。

② 支援措置の内容

これまでも、関係機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるようなネットワークの構築についての提案があった場合には、例えば、栃木県の「栃木県産業再生委員会」に、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等が参加し、協力を進めてきています。

このような取組を一層集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備する場合において、担当省庁は関係機関との調整を図るなど取組を支援するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じて、当該地方公共団体等が実施する企業再生実務に関する説明会等に対して関係機関が連携して専門家を派遣するよう、担当省庁から関係機関に働きかけを行います。このほか、地域企業に対する再生支援に向けて地方公共団体が行う取組等について、関係機関が連携して支援を行うよう、担当省庁として最大限の対応をします。

③ 支援措置に係る必要な手続

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画に位置づけられた地域企業に対する再生支援のために必要な関係機関の連携強化に向けた取組の詳細がわかる企画書（様式は自由）

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地方公共団体において、地域再生計画に地域企業に対する再生支援を位置づけ、継続的に関係機関の連携強化を推進することを内容とする計画を策定すること。なお、計画に当該内容を盛り込まない場合には、別途添付資料を作成し記載すること。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

1-3 ふるさと融資の限度額の拡大（総務省）：【B0402】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域再生を推進するため、地方公共団体が民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、地域再生の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用するものです。

② 支援措置の内容

地方公共団体が、（一財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、地域再生の「地域再生支援利子補給金」【A2004】の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用するものです。

③ 支援措置に係る必要な手続

ふるさと融資の借入申込時に、「地域再生支援利子補給金」【A2004】の支援措置を活用した地域再生計画書（認定を受けたもの）を添付してください。なお、本支援措置を受けるには、これらの地域再生計画の計画期間内であることが必要です。

④ 認定申請に当たって必要な書類

「地域再生支援利子補給金」【A2004】の支援措置を活用する計画の認定申請を行い、上記③の地域再生計画書を取得してください。

なお、既にこれらの認定を受けている地域であって計画期間内である場合については、計画変更の申請は不要です。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項 特になし。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について 期限を設けない。

○措置の区分：要綱

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：地域総合整備資金貸付要綱

○支援措置に係る現行規定の概要：

ふるさと融資制度の概要及び融資限度額等については、ふるさと融資の手引き（（一財）地域総合整備財団）に掲げられています。

(<http://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/shiryou.html>)

1－4 過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省）：【B0403】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な「足」の不足、農林水産業の衰退、地域医療の危機など、深刻な問題が生じています。そこで、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための取組を行う過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部に対し交付金を交付することにより、過疎地域等の自立活性化を推進するものです。

② 支援措置の内容

交付対象事業者が次の各事業を実施する場合であって、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、交付決定団体の採択に当たって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本交付金事業の採択に当たっては、有識者による評価又は書類審査等により厳正に行うため、必ずしも採択されるとは限りません。

（１）過疎地域等自立活性化推進事業

過疎地域における喫緊の諸課題に対応するため、過疎市町村等が行う先進的で創造性の高い取組を幅広く支援するため、過疎市町村等に対して交付金を交付するものです。

具体的には、産業振興（スモールビジネス振興）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等の取組を対象とするものです。（１事業当たり１，０００万円以内）

（２）過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

集落の維持・活性化のため、基幹集落を中心に複数集落で構成される「集落ネットワーク圏」（「小さな拠点」）における取組を支援するため、過疎地域等市町村に対して交付金を交付するものです。

具体的には、地域運営組織が活性化プランに基づいて行う、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援するものです。（１事業当たり２，０００万円以内）

（３）過疎地域集落再編整備事業

過疎地域の集落再編を図るための取組を支援するため、過疎市町村に対して交付金を交付するものです。

具体的には、住宅団地の造成や空き家を活用することにより定住促進のための住居を整備する等の事業を対象とするものです。(補助率 1 / 2 以内)

(4) 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域に存する廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流の促進を図るため、過疎市町村等に対して交付金を交付するものです。

具体的には、生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する事業を対象とするものです。(補助率 1 / 3 以内)

③ 支援措置に係る必要な手続

市町村等は、事業を申請するに当たり、上記②の各事業に係る募集要領に記載された提案書類一式のほか、申請しようとする事業について記載された地域再生計画を添付してください。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

公募期間中（原則として 1 ～ 3 月のうち一定期間）

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱
- ・ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととし、当該地域における高度人材の定着を促進し、地域の持続的活性化等に資することを目的とするものです。

② 支援措置の内容

（１）制度概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が１０年以上から５年以上に短縮されているところ、本支援措置は、地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（以下「特定活動告示」という。）３６号又は３７号のいずれかに該当する活動を行う外国人であって、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者について、必要な在留実績を３年以上に短縮する措置を講じるものです。

なお、「我が国への貢献」については、永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、特定活動告示３６号又は３７号のいずれかに該当する活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

（２）要件

ア 本支援措置の対象となる公私の機関が、地域再生計画の区域内に所在することが必要です。

イ 上記アの公私の機関が、①「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第六の各号に定める要件に該当する事業活動を行う機関」若しくは②「情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第八に定める要件に該当する事業活動を行う機関」であることが必要です。

ウ 本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関において、特定活動告示３６号又は３７号のいずれかに該当する活動に従事するものであることが必要です。

- ③ 支援措置に係る必要な手続
特になし。
- ④ 認定申請に当たって必要な書類
特になし。
- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画の認定に必要な記載事項

(1) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

本支援措置を活用して取組む地域再生の具体的内容（例えば、事業スケジュール、事業主体）を記載してください。

なお、本支援措置は高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものですので、本支援措置を活用して取組む地域再生のための取組と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

(2) 支援措置の適用に必要な要件を満たしていること

次の事項を記載してください。

ア 本支援措置の対象となる公私の機関（機関名、施設名、施設の所在地、機関の概要、当該施設における外国人の活動内容）

イ アの機関が、特定活動告示別表第六又は第八に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

ウ 本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関において、特定活動告示36号又は37号のいずれかに該当する活動に従事するものであること

- ⑥ 当該支援措置を活用できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：通達

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

地域再生基本方針に定める地域再生計画と連動する施策実施に伴う事務取扱いについて
（平成19年4月27日法務省管在第1769号通達）

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域において、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者について、入国・在留諸申請の優先処理を行い、高度人材の円滑な受入れを図ることをもって当該地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

② 支援措置の内容

（１）制度概要

本支援措置は、地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私 of 機関において、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（以下「特定活動告示」という。）36号又は37号のいずれかに該当する活動を行う外国人及び当該外国人の扶養を受ける者（特定活動告示38号に該当するものに限る。）について、入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請）を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じるものです。

（２）要件

- ア 本支援措置の対象となる公私 of 機関が、地域再生計画の区域内に所在することが必要です。
- イ 上記アの公私 of 機関が、①「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第六に定める要件に該当する事業活動を行う機関」若しくは②「情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関する産業の発展に資するものとして特定活動告示別表第八に定める要件に該当する事業活動を行う機関」であることが必要です。
- ウ 本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私 of 機関において、特定活動告示36号又は37号に該当する活動に従事するもの、又は特定活動告示38号に該当する活動に従事するものであることが必要です。

③ 支援措置に係る必要な手続

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画の認定に必要な記載事項

(1) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

本支援措置を活用して取組む地域再生の具体的内容（例えば、事業スケジュール、事業主体）を記載してください。

なお、本支援措置は高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものですので、本支援措置を活用して取組む地域再生のための取組と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

(2) 支援措置の適用に必要な要件を満たしていること

次の事項を記載してください。

ア 本支援措置の対象となる公私の機関（機関名、施設名、施設の所在地、機関の概要、当該施設における外国人の活動内容）

イ アの機関が、特定活動告示別表第六又は第八に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

ウ 本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関において、特定活動告示３６号又は３７号に該当する活動に従事するもの、又は特定活動告示３８号に該当する活動に従事するものであること

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：通達

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

地域再生基本方針に定める地域再生計画と連動する施策実施に伴う事務取扱いについて
（平成１９年４月２７日法務省管在第１７６９号通達）

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

1-7 地域若者サポートステーション事業（厚生労働省）：【B0904】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

教育訓練も受けず、就労することもできない、ニート状態の若者（35歳未満）の数は、依然として高水準にあり（平成30年53万人）、30代後半の無業者も同様の状況にあります（平成30年18万人）。

これらの若者の職業的自立を図る上での課題は多岐に渡っており、基本的な能力等の養成に留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて個別的行うことや、一度限りの支援に留まらず継続的行うことが重要です。そのためには、地方公共団体との協働により、地域における若者自立支援のための関係機関によるネットワークを構築し、これを活用したニート等の若者の職業的自立支援の取組を促進していくことが必要であり、そうした支援を行う地方公共団体の取組に対して、地域若者サポートステーション事業に係る支援措置を行うものです。

※ 地域若者サポートステーション事業：

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方公共団体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を全国に設置、専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供する事業。一般競争入札により選定した民間団体（NPO法人等）に事業を委託する。

② 支援措置の内容

地方公共団体が、地域若者サポートステーション事業の一環として、若者支援のための関係機関から構成されるネットワークを活用したニート等の若者の職業的自立支援に取り組む際に、地域若者サポートステーション事業を含む取組内容を地域再生計画として策定・申請し、当該計画が認定地域再生計画に位置付けられた場合、国は、当該認定地域に係る地域若者サポートステーション事業の実施団体の選定に係る評価に当たり、一定程度配慮を行います。

なお、認定地域再生計画に位置づけられた場合においても、当該選定に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも選定されることを確約するものではありません。

また、この支援措置に関しては、平成20年度予算以降における事業について、認定地域再生計画に位置付けられた場合に一定程度配慮を行うこととなります。

③ 支援措置に係る必要な手続

支援措置の適用に当たっては、地域再生計画とは別に地域若者サポートステーション事業に係る入札説明書に従って手続を行うこととなります。なお、本事業に係る一般競争入札は、例年12～2月頃に行われ、その募集に先だって地域再生計画の認定を受ける必要があります。入札説明書については都道府県労働局において公表されます。

※ 地方公共団体は、この支援措置の活用に当たり、事業実施主体と地方公共団体に

よる地域若者サポートステーション事業を含む取組内容を地域再生計画の中に位置付けてください。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類
特になし。

- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項
地域再生計画の認定申請に当たっては、地域若者サポートステーション事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

- ⑥ 支援措置を活用できる時期について
原則として2～3月。(ただし、12～2月に提案書の募集、事業実施主体の選定が行われることから、本支援措置の活用を行おうとする際は、それまでに本支援措置を盛り込んだ地域再生計画の認定を受ける必要があります。)

○措置の区分：予算措置

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律 第23条、第24条
- ・ 地域若者サポートステーション事業入札説明書

○支援措置に係る現行規定の概要：

国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であって、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「無業青少年」という。）に対し、職業生活における自立を支援するための施設（地域若者サポートステーション）の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体においても、国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

地方公共団体が、地域若者サポートステーション事業の実施を希望する団体に対して推薦書を交付する場合は、都道府県を經由して、都道府県労働局に対し、推薦書の発行状況に加え、地域若者サポートステーション事業に係る地域再生計画の認定を受けている場合は当該計画との関係を報告することとしており、当該記載がある場合には、本事業の委託先の選定に当たり、一定程度配慮することとしています。

1－8 地域雇用活性化推進事業（厚生労働省）：【B0907】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等において、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する地域雇用活性化推進事業（以下「活性化事業」という。）を実施するものです。

② 支援措置の内容

地域雇用開発促進法に規定する同意自発雇用創造地域内の市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）又は雇用保険法施行規則第140条第2号の厚生労働大臣が指定する地域の市町村と経済団体等から構成される協議会（以下「協議会」という。）が提案した事業構想の中から、コンテスト方式により「魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」を選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託します。

具体的には、地域内事業所における魅力ある雇用の確保を通じた人材確保、事業承継及び地域内求職者の就職促進や創業に直接、かつ、高い効果が見込まれる下記のような取組を提案いただきます。

（取組例）

I 事業所の魅力向上、事業拡大の取組（事業主及びその従業員、創業希望者を対象とする。）

新分野進出、販路拡大、生産性向上、雇用管理改善、職域開発等（以下「新分野進出等」という。）を通じて魅力ある雇用の確保を図る取組。

- i 地域内事業所や求職者に対するニーズ・シーズ調査・分析等
- ii 地域内事業所の新分野進出等に資する講習会の開催（先進的成功事例の紹介等を含む。）
- iii 創業手法に関する講習会
- iv 講習会参加事業所を中心に、魅力ある雇用の確保・拡大について意欲ある事業所を数社選定し、選定事業所が行う新分野進出等の取組について、専門家を派遣してアドバイスを行う等の伴走型による支援の実施
- v 上記ivを通じて収集した魅力ある雇用の創出及びマッチングに関する好事例・ノウハウの地域内事業所への展開 等

II 人材育成の取組（地域求職者を対象とする。）

上記Iの取組により創出される魅力ある雇用等に対して、地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成を図るための取組

- i 求職者に対するスキルアップ講習会、職場体験
- ii 管理職や地域内事業所において中核を担う人材を育成するための専門的な知識・技能の付与や向上を目的とする講習会 等

Ⅲ 就職促進の取組（地域内事業所、地域求職者を対象とする。）

地域における就職促進等を図るためのマッチングや、地域内事業所、地域求職者、創業希望者への情報提供等の取組

- i 合同企業説明会、面接会の開催
- ii U I J ターン就職希望者に対する情報提供、職場体験、面接会の開催
- iii 相乗効果が期待される活性化事業とは別のセミナー・講習等に関する情報収集・提供 等

なお、上記の取組はあくまで例示であり、これらの他にも地域の実情に応じた創意工夫ある事業の実施が可能です。

また、市町村が活性化事業を含む取組内容を地域再生計画として策定・申請し、当該計画が認定地域再生計画に位置づけられる場合、国は、委託先の選抜に当たり、一定の配慮を行います。

事業額は、1地域1年度当たり4千万円、2以上の市町村が連携して実施する場合、1市町村当たり2千万円（加算上限1億円）を加算します。なお、同一地域における事業期間は、3年度を上限とします。

③ 支援措置に係る必要な手続

活性化事業の実施に当たり、協議会は、あらかじめ、各都道府県労働局に事業構想提案書（以下「構想書」という。）を提出し、国が設置する外部有識者等からなる事業選抜・評価委員会において、選抜されることが必要です。

④ 認定申請にあたって必要な書類

各都道府県労働局へ提出した構想書を添付してください。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画の申請に当たっては、各都道府県労働局が別途示す「地域雇用創造計画（事業構想提案書）と地域再生計画の対応一覧」を参考に地域再生計画を作成してください。

⑥ 支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：法律、省令

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：地域雇用開発促進法第10条、雇用保険法施行規則第140条

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

1－9 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）：【B3002】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

「生涯活躍のまち構想」の実現を図るため、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅について、市町村独自の入居者要件を定めることができることとします。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の供給にあたっては、新規に建設するものだけでなく、空き家等の既存ストックの活用も有効ですが、生涯活躍のまち形成事業として既存ストックを活用してサービス付き高齢者向け住宅の事業を行う場合も、支援措置の対象です。

② 支援措置の内容

認定地域再生計画に記載された生涯活躍のまち形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてします。

③ 支援措置に係る必要な手続

認定市町村が、生涯活躍のまち形成事業計画において、生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を記載することが必要です。

生涯活躍のまち形成事業計画の作成や変更の際には、都道府県知事等を構成員とする協議会の協議を経る必要があります。特に、指定都市・中核市以外の市町村においては、都道府県知事がサービス付き高齢者向け住宅の登録や指導監督を行うこととなるため、協議会の場等において、認定市町村と都道府県とで、入居者要件のほか、実際の入居者の当該要件への適合性に係る指導監督の方法についても、協議を行う必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。（なお、本支援措置の適用を受けるためには、地域再生計画の認定とは別に、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する必要があります。）

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

生涯活躍のまち形成事業計画においてサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定める際には、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従う必要があります。当該基準の概要は、以下のとおりです。

- ① 認定市町村の区域内の60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行うこと。

- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行ってはいけない）。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：省令

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）第 3 条
- ・ 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の
国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準
（平成 28 年国土交通省・厚生労働省告示第 1 号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

本支援措置の適用を受けないサービス付き高齢者向け住宅の入居対象者は、以下のとおり。

- ① 60 歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者
- ② 上記の者と同居する配偶者等

1－10 農山漁村振興交付金（うち地域活性化対策、都市農業機能発揮対策、農泊推進対策、農福連携対策、山村活性化対策）（農林水産省）：【B 1 0 2 6】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進するため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保を図る取組並びに「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図る取組を国が直接支援し、農山漁村の活性化及び自立と発展を推進するものです。

② 支援措置の内容

上述の取組が地域再生計画に関連する場合、事業実施提案書の選定に当たり配慮します。

③ 支援措置に係る必要な手続き

ア 地域活性化対策、農泊推進対策、農福連携対策

地域協議会等が公募に応募するに当たり、事業実施提案書の提出から選定までの流れは以下のとおりです。

（１）地域協議会等が事業実施提案書（地域再生計画に関する書類を添付）を農林水産省地方農政局長等に提出し、地方農政局等に設置された選定審査委員会での審査を経て選定します。

（２）選定後、地域協議会等は農山漁村振興推進計画を地方農政局長等に提出します。地方農政局長等が内容を審査し承認した農山漁村振興推進計画について予算の範囲内で支援します。

イ 都市農業機能発揮対策

団体等が公募に応募するに当たり、事業実施提案書の提出から選定までの流れは以下のとおりです。

（１）団体等が事業実施提案書（地域再生計画に関する書類を添付）を農林水産省地方農政局長等に提出し、地方農政局等に設置された選定審査委員会での審査を経て選定します。

（２）選定後、団体等は都市農業機能発揮対策事業実施計画を地方農政局長等に提出します。地方農政局長等が内容を審査し、承認した都市農業機能発揮対策事業実施計画について予算の範囲内で支援します。

ウ 山村活性化対策

市町村等が申請するに当たり、事業実施計画書の提出から選定までの流れは以下のとおりです。

（１）市町村等が事業実施計画書（地域再生計画に関する書類を添付）を農林水産省地方農政局長等に提出し、地方農政局等で内容を審査し、採択した事業実施計画書について予算の範囲内で支援します。

④ 認定申請に当たって必要な書類
特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項
特になし。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

地域活性化対策、都市農業機能発揮対策、農泊推進対策、農福連携対策の場合、公募期間は、原則として１～３月のうち一定期間を設定。山村活性化対策の場合は、期限を設けない。

○措置の区分：

運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

農山漁村振興交付金実施要綱

農山漁村振興交付金実施要領

農山漁村振興交付金公募要領

○支援措置に係る現行規定の概要：

上記①及び②のとおり

1-11 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）

（農林水産省）：【B 1 0 2 7】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

農山漁村における定住・交流等を促進し、農山漁村の活性化を図るため、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を行う各種取組に対し、総合的かつ機動的に支援するものです。

② 支援措置の内容

活性化計画を作成した都道府県又は市町村が、当該活性化計画に基づく事業等の実施（農林漁業団体等が実施する事業等を含む。）に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付します。

当該活性化計画に基づく事業が地域再生計画に位置づけられた場合、当該支援措置の審査において、優先採択ポイントが付与されます。

【対象事業】

ア 生産施設等の整備

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備への支援

イ 生活環境施設の整備

良好な生活の場である農山漁村の生活環境の整備への支援

ウ 地域間交流の拠点となる施設の整備

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備への支援

エ その他施策の目標を達成するために必要な事業等

※ なお、地域再生計画が認定された場合においても、必ずしも採択が確約されるものではありません。

③ 支援措置に係る必要な手続

交付金の交付を受けようとする都道府県又は市町村は、地域再生計画の申請に併せて活性化計画等の書類を提出する必要があります。

農林漁業団体等が事業を実施したい場合には、都道府県又は市町村に対し、当該事業を活性化計画に盛り込むよう、提案を行うことができます。

詳細は、農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班までお問い合わせください。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

（１）農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第５条に規定

する活性化計画と事業の関連性について記載してください。

(2) 活性化計画に記載される以下の事項について参考に記載してください。

活性化計画の目標

計画期間

計画区域

事業に関する事項（市町村名、地区名、事業名、事業実施主体名）

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

地域再生計画の申請に併せて活性化計画を提出する場合は、原則として1月時の認定申請時となります。

○措置の区分：法律、補助要綱等

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条
- ・ 農山漁村振興交付金実施要綱
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領

○支援措置に係る現行規定の概要：上記①及び②のとおり

1-12 食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の推進）

（農林水産省）：【B1028】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携等の取組を推進するため、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付します。

② 支援措置の内容

地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付するものです。本事業においては、認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合には、【関連性】の評価項目の配点基準でポイントを付することとしております。なお、認定された地域再生計画に位置付けられた取組であっても、必ずしも採択が確約されるものではありません。

【事業内容】

食料産業・6次産業化推進交付金

ア 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

イ 農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・製造、販路開拓等の取組を支援します。

【補助率】

交付率は、アの取組は定額、イの取組は1／3以内

※イの取組のうち、市町村戦略に沿って行われる取組にあっては1／2以内

③ 支援措置に係る必要な手続

（1）地域再生計画の認定申請に際しては、本事業の実施主体となる民間団体等と十分連携を図った上で、地域再生計画に本事業を活用すること及びその取組の内容を記載してください。

（2）民間団体等が本事業に応募する際には、都道府県において作成する実施要領等に基づき、申請書類の該当欄に認定された地域再生計画に位置付けられた事業の有無等を記載した上、当該地域再生計画書の写しを添付して提出してください。

④ 認定申請に当たって必要な書類
特になし

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項
地域再生計画の認定申請に際しては、本事業の実施主体となる民間団体等と十分連携を図った上で、本事業を活用すること及びその取組の内容を地域再生計画に記載してください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について
原則として、１～２月のうち一定期間を設定

○措置の区分：要綱

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5353 号農林水産事務次官依命通知）
- ・食料産業・６次産業化交付金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5355 号農林水産事務次官依命通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：
特になし。

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

我が国の農林水産・食品分野の競争力を強化し飛躍的に成長させていくためには、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究開発が必要です。

このため、農林水産省において、平成28年4月に、様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの場として、「知」の集積と活用が創設され、イノベーション創出に向けた取組が進められています。

このような状況を踏まえ、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向け、「知」の集積と活用による研究開発を重点的に推進する提案公募型の研究開発事業を実施します。

本事業では、研究開発段階ごとに基礎段階の研究開発を「（１）基礎研究ステージ」、応用段階の研究開発を「（２）応用研究ステージ」、実用化段階の研究開発を「（３）開発研究ステージ」と設定し提案公募方式により研究課題を公募して基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援します。

② 支援措置の内容

本事業は、単独の研究機関若しくは産学官が連携する共同研究グループから研究課題を公募し、外部専門家等による審査を経て採択された研究課題に対して研究を委託するものです。各研究ステージ毎に地域再生計画との関連性の有無を評価ポイントの加算項目の一つとしていますので、支援措置を希望する場合は③の手続きに従って応募して下さい。

ただし、本事業の採択に当たっては、外部専門家等による厳正な審査が行われるため、地域再生計画に基づく研究課題であっても、必ずしも採択されるとは限りません。

各研究ステージ毎の申請者の要件は以下のとおりです。

（１）基礎研究ステージは、単独の研究機関又は研究グループとする。

なお、「知」の集積と活用からの提案については、（４）研究機関等の分類のうち、同一の研究開発プラットフォームにおける２セクター以上の研究機関等で構成すること。

（２）応用研究ステージは、研究グループとする。

なお、「知」の集積と活用からの提案については、（４）研究機関の分類のうち、同一の研究開発プラットフォームにおける２セクター以上の研究機関等で構成すること。

（３）開発研究ステージは、（４）研究機関の分類のうち、２つ以上のセクターの研究機関等から構成される研究グループとする。

なお、「知」の集積と活用からの提案については、（４）研究機関の分類のうち、同一の研究開発プラットフォームにおける２セクター以上の研究機関等で構成すること。

(4) 研究機関等の分類

- ・ セクターⅠ：都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
- ・ セクターⅡ：大学及び大学共同利用機関
- ・ セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- ・ セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO 法人、協同組合及び農林漁業者

各研究ステージ毎の制度内容は以下のとおりです。

なお、各研究ステージ毎に研究費の上限額を設定しています。

(1) 基礎研究ステージ

研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究を対象とします。

また、創出される研究成果が、応用段階の研究開発につながるとともに、将来、農林水産・食品分野の生産現場等で実用化につながる具体像が明確に示されていることが必要です。

- ・ 研究期間：3 年以内
- ・ 研究費：「知」の集積と活用場以外からの提案 30 百万円以内／年
「知」の集積と活用場からの提案 50 百万円以内／年

(2) 応用研究ステージ

農林水産省の研究資金や他の研究資金による基礎研究で創出された研究シーズを基にした実用化段階の研究開発に向けた応用研究を対象とします。

また、創出される研究成果が、実用化段階の研究開発につながるとともに、将来、農林水産・食品分野の生産現場等で実用化につながる具体像が明確に示されていることが必要です。

- ・ 研究期間：3 年以内
- ・ 研究費：「知」の集積と活用場以外からの提案 30 百万円以内／年
「知」の集積と活用場からの提案 50 百万円以内／年

(3) 開発研究ステージ

応用研究で創出された研究シーズを基にした、農林水産分野・食品分野における生産現場の課題解決を図る実用化段階の研究開発を対象としています。そのため、前提条件として、十分な基礎・応用研究での知見及びそれに基づく技術シーズの蓄積があることが必要です。

また、研究成果となる生産技術等（出口）を明確化し、生産現場等への導入・普及が見込まれる研究課題を提案することが求められます。

- ・ 研究期間：「知」の集積と活用場以外からの提案 3 年以内（育種研究は 5 年以内）
「知」の集積と活用場からの提案のうち、マッチングファンド方

式の適用がある場合 ５年以内

「知」の集積と活用の場合からの提案のうち、マッチングファンド方式の適用がない場合 ３年以内（育種研究は５年以内）

・研究費：「知」の集積と活用の場合以外からの提案 ３０百万円以内／年

「知」の集積と活用の場合からの提案のうち、マッチング方式の適用がある場合 １５０百万円／年

「知」の集積と活用の場合からの提案のうち、マッチング方式の適用がない場合 ５０百万円／年

③ 支援措置に係る必要な手続

本事業における委託研究の実施を希望する者は、事業実施主体である国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターが公表する「平成３１年度イノベーション創出強化研究推進事業（新規課題）」公募要領に基づき、応募書類の該当欄に「地域再生計画の名称、取組の概要及び研究の位置付け」を記載した上で、定められた期限までに同センターに提出してください。

※ なお、共同研究グループに地域再生計画の認定申請を行うことができる主体が含まれていない場合、研究課題提案書において、当該提案内容に係る取組がその地域の再生計画に位置づけられていること等、地域再生計画に係る支援措置を受けることができると判断する理由を、具体的に記載してください。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、「イノベーション創出強化研究推進事業」への提案課題について、１）研究課題名、２）研究主体、３）研究概要、４）研究体制及び５）研究期間について具体的に記載するとともに、本事業の活用方法を具体的に記載してください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

本事業の公募期間（平成３１年１月１５日（火）～２月１５日（金）まで）

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

イノベーション創出強化研究推進事業公募要領

○支援措置に係る現行規定の概要：

- （１）基礎研究ステージに関する公募要件１－（７）各種施策を促進するための措置
- （２）応用研究ステージに関する公募要件１－（７）各種施策を促進するための措置
- （３）開発研究ステージに関する公募要件１－（１０）各種施策を促進するための措置

審査に当たって、以下の施策・計画等に沿って提案された研究課題については、書面審査の評価点にポイント加算することとします。

（地域再生法（平成１７年４月１日法律第２４号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題

1-14 漁業人材育成総合支援事業（農林水産省）：【B1013】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業は、漁業就業者の減少・高齢化の進行に対応して、漁業外からをも含め、新規就業を促進して将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材を確保し、漁村への定着を図るための支援を行うものです。

② 支援措置の内容

漁業への新規就業

地方公共団体が、漁業への新規就業を希望する者を対象とした漁業現場での研修を実施する漁業経営体等（以下、「受入機関」という。）の所在地を地区に含み、「漁業への新規就業（就業者確保）についての目標」を具体的に定めた地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けている場合、当該地域再生計画の地区内の受入機関については優遇措置を行います。

なお、本支援措置は地方公共団体への直接的な支援措置ではなく、本事業の事業実施主体が、漁業への新規就業を希望する者を研修生として受け入れる受入機関に対し支援するものです。

③ 支援措置に係る必要な手続

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・平成31年度 漁業人材育成総合支援事業のうち、長期研修支援事業事務取扱要領

○支援措置に係る現行規定の概要：

漁業就業者の確保・育成を図るため、漁業への就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、漁業現場における研修等の実施に対する支援について、平成 15 年度から漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の一部として実施しています。

このうち漁業就業者確保・育成対策事業について、平成 24 年度から新たに地域再生計画との関連づけを行い、平成 30 年度以降も漁業人材育成総合支援事業として継続しているものです。

1-15 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成（国土交通省）：【B1201】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

産学官の連携等により地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して、先駆的な研究開発課題を対象に公募を実施し、助成課題を選定する際に、地域再生計画に位置付けられたものについて配慮をします。

② 支援措置の内容

建設技術研究開発助成制度の公募において、地域再生計画に即した研究開発課題を応募した場合、審査の際に配慮をします。

③ 支援措置に係る必要な手続

建設技術研究開発助成制度への応募が別途必要になります。

※ 地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体（大学等の研究機関の研究者、研究を目的とする公益法人または所属する研究者、国土交通大臣が適当と認める法人または所属する研究者）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容が建設技術研究開発助成制度に応募を予定する研究開発課題に該当するかを明確にしてください。既に同助成制度に応募している場合は、応募書類において地域再生計画に位置付ける予定として記載した内容に即して地域再生計画を作成してください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：要綱

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・建設技術研究開発助成制度交付要綱 ・建設技術研究開発助成制度募集要領

○支援措置に係る現行規定の概要：

産学官の連携等により地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して、具体のフィールドを想定して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施し、優れた研究開発課題について助成します。

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、形成計画に基づき大幅な利便性向上等を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（法定協議会）等が、同法律に基づく「地域公共交通網形成計画」に基づいて行う施設整備（行違い施設の整備、新駅設置等）について支援する制度（補助率：1／3。ただし、地方公共団体の補助額以内。）です。

② 支援措置の内容

法定協議会等が、形成計画に記載された鉄道の利便性向上を図るための施設整備を行う場合であって、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、補助採択に当たって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本補助事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

③ 支援措置に係る必要な手続き

事業に対する支援を受けようとする場合は、市町村により地域公共交通網形成計画が作成・送付されていることが前提です。その上で、法定協議会等が、同計画に位置づけられている事業のうち、国の支援を受けて実施するものについて実施計画を作成し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に補助金の申請を行って、補助を受けることとなります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容が幹線鉄道等活性化事業の補助事業に該当するかを明確にしてください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：特になし

○支援措置に係る現行規定の概要：特になし

1-17 地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省）：【B1208】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。

② 支援措置の内容

補助対象事業者が次の事業を実施する場合であって、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、補助採択に当たって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本補助事業の採択に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

（１）地域公共交通確保維持事業

【補助対象事業者】

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、離島航路事業者、航空運送事業者 等

【補助率】

1／2 等

【補助対象事業】

- ・ 地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク、離島航路・航空路の確保・維持等
- ・ 幹線バス交通等幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持等

（２）地域公共交通バリア解消促進等事業

【補助対象事業者】

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、国内一般旅客定期航路事業を営む者、航空運送事業者 等

【補助率】

1／3 等

【補助対象事業】

- ・ バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等
- ・ バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRTの導入等公共交通の利用環境改善
- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等

（３）地域公共交通調査等事業

【補助対象事業者】

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会） 等

【補助率】

【補助対象事業】

- ・ 計画策定：地域公共交通網形成計画の策定等
- ・ 計画推進：地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

③ 支援措置に係る必要な手続き

- ・ 地域公共交通確保維持事業の支援を受けようとする場合は、地方自治体、交通事業者等からなる協議会等が生活交通の確保維持に係る計画等を作成し、国に認定申請する必要があります。その上で、補助対象事業者が補助金の申請を行い、補助を受けることとなります。
- ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業の支援を受けようとする場合は、地方自治体、交通事業者等からなる協議会等が生活交通の改善に係る計画等を作成する必要があります。その上で、補助対象事業者が当該計画等を添付して補助金の申請を行い、補助を受けることとなります。
- ・ 地域公共交通調査等事業の支援を受けようとする場合は、法定協議会等が補助金の申請を行い、補助を受けることとなります。
- ・ 地域公共交通調査等事業のうち計画推進に係る支援を受けようとする場合は、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画（国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）を作成していることが前提となります。

④ 認定申請に当たって必要な書類
特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容が地域公共交通確保維持改善事業の補助事業に該当するかを明確にしてください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：特になし

○支援措置に係る現行規定の概要：特になし

1-18 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）
：【B1209】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

中山間地域等における小学校区など、複数の集落が集まる地域において、歩いて動ける範囲で、商店、診療所などの生活サービスの提供や地域活動が行われ、集落からのアクセス手段が確保された「小さな拠点」の形成を推進するものです。

② 支援措置の内容

【補助対象事業者】

市町村、NPO法人等（間接補助）

【補助率】

市町村 1／2 以内、NPO法人等 1／3 以内（間接補助）

【補助対象事業】

廃校舎等の遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修費に対して補助します。このほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を施設の再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等についても補助します。

なお、当該取組が地域再生計画に関連する場合、本事業の実施要件である「小さな拠点」の形成に資するものとして取り扱います。

③ 支援措置に係る必要な手続き

市町村は事業を申請するに当たり、補助申請書類（地域再生計画に関する書類を添付）を内閣府地方創生推進事務局に提出してください。事業内容について国土交通省国土政策局で審査し、了承した事業について予算の範囲内で支援します。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

補助申請書類の申請期間は、原則として1～3月のうち一定期間を設定

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・集落活性化推進事業（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）
実施要領

・集落活性化推進事業実施要綱

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

2 その他各プログラムに属さない支援措置

2-1 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（総務省）：【C0402】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、既存の施設を喫緊の政策課題の実現を図るための施設に転用するためのリニューアル事業について、地域活性化事業債の対象事業を拡大するものです。

② 支援措置の内容

地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設への転用に係る既存の施設の増築や改築、大規模な模様替といったリニューアル事業で、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設へ転用するものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地域活性化事業債の対象とします。

したがって、地域再生計画の作成に当たっては、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果が、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現と深く関係するものであることが必要となります。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の認定後、別途、地方債（地域活性化事業債）の同意若しくは届出又は許可手続が必要となります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

対象施設の現状、転用後の施設の目的、対象事業費、施行前・施行後の見取り図（設計図）など、リニューアル事業の概要がわかる資料

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・地方債同意等基準運用要綱

○支援措置に係る現行規定の概要：

地域活性化事業債は地方債同意等基準運用要綱に掲げられた公共施設の整備を対象としています。

2-2 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（総務省、国土交通省）：【C3004】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進する観点から、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）（以下、「法」という。）に基づく先買い制度により取得された土地（以下、「先買い土地」という。）のうち一定の要件を満たす場合に限り、その用途の範囲を拡大し、有効活用を図ることにより、地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

(1) 対象となる先買い土地は、次に掲げるすべての要件を満たすものに限られます。

ア) 先買い制度により買い取られた日から起算して10年を経過した土地であること

イ) 都市計画の変更、買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によって、将来にわたり法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地に供される見込みがないと認められるものであること

(2) 上記の要件を満たす場合には、先買い土地を供することができる事業として、認定地域再生計画に記載された事業を追加することができます（ただし、地域再生法第5条第4項第1号ロ又は第4号イ若しくはロの事業に限る。）。

③ 支援措置に係る必要な手続

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

先買い土地に関する以下の事項を記載した資料を添付してください。（様式自由）

(1) 先買い土地の所在地（先買い土地の位置が分かる図面を含む。）

(2) 買取りの時期及び目的

(3) 法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等 に供される見込みがないと判断される理由

(4) 先買い土地を供することを予定している事業の概要

・事業の名称（具体的な施設名）

・事業主体（地方公共団体名、企業名等）

・事業の用に供する先買い土地の面積（㎡）

・当該土地が所在する用途地域（地域指定がされている場合のみ記載）

・事業の用に供する予定時期

(5) その他参考となる資料

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

- ⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画を認定申請できる時期
期限を設けない。

○措置の区分:法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等:

公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項第4号ロ

○支援措置に係る現行規定の概要:なし

2-3 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成（国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府）
：【C3003】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援します。

② 支援措置の内容

地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となってプロジェクトの実現を支援します。

認定を受けた地域再生計画中に、「特定地域プロジェクトチームの設置」が記載されている場合は、当該計画の地域を対象に、プロジェクトチームの設置を要請されているテーマについて、プロジェクトチームを設置します。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画認定後、「特定地域プロジェクトチームの設置要領」に基づき、プロジェクトチームメンバーへの参加依頼等を行ってください。（「特定地域プロジェクトチームの設置要領」は国土交通省のホームページに掲載しています。）

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- ・地域再生計画に、特定地域プロジェクトチームを設置して取り組むべき課題、プロジェクトチーム設置の必要性及び取組を行うことで達成される成果について具体的かつ詳細に記載してください。
- ・「特定地域プロジェクトチーム」は、各地域における個別のテーマ（例：カーレースの開催、バイオマスタウンの実現など）の実現に向けて、そのテーマに関係する省庁を構成メンバーとしたチームにおいて、その個別テーマを実施面で支援するものです。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

○支援措置に係る現行規定の概要：なし